

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月30日
【事業年度】	第20期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社うるる
【英訳名】	U L U R U . C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 星 知也
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海三丁目12番1号KDX晴海ビル9F
【電話番号】	03-6221-3069
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理担当役員 近藤 浩計
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海三丁目12番1号KDX晴海ビル9F
【電話番号】	03-6221-3069
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理担当役員 近藤 浩計
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月
売上高 (千円)	1,409,944	1,722,018	1,906,423	2,243,459	2,480,493
経常利益又は経常損失() (千円)	289,998	214,760	389,657	428,523	190,918
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	314,260	241,826	287,541	257,828	207,368
包括利益 (千円)	315,692	241,750	286,876	256,540	206,820
純資産額 (千円)	194,200	1,653,952	1,942,725	2,204,311	2,154,528
総資産額 (千円)	915,707	2,519,993	2,813,841	3,519,759	3,612,880
1株当たり純資産額 (円)	154.56	510.26	596.26	671.90	630.37
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	112.36	85.98	88.72	79.05	61.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	83.43	86.53	77.63	-
自己資本比率 (%)	21.2	65.6	69.0	62.6	59.6
自己資本利益率 (%)	-	26.2	16.0	12.4	-
株価収益率 (倍)	-	53.54	29.59	26.10	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	151,412	388,038	344,666	431,943	52,098
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	16,931	12,819	22,376	96,857	81,311
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	12,024	1,179,240	14,223	196,771	42,275
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	647,291	2,201,786	2,509,388	3,040,187	2,865,001
従業員数 (人)	72	68	75	84	127
(外、平均臨時雇用者数)	(28)	(25)	(30)	(46)	(65)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第16期の1株当たり純資産額については、A種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。
- 第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できなかったため、また、1株当たり当期純損失であったため、記載しておりません。第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であったため、記載しておりません。
- 第16期、第20期は親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、自己資本利益率については記載しておりません。
- 第16期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、また、第20期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
- 当社は、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2016年7月29日付ですべてのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式については、株主価値の向上を図るため2016年8月4日開催の取締役会決議に基づき、同日付で会社法第178条に基づき消却しました。
- 当社は、2016年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第16期の期首に株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失

()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月
売上高 (千円)	837,541	1,071,001	1,268,720	1,452,568	1,638,437
経常利益又は経常損失 () (千円)	358,162	130,403	335,725	345,484	221,268
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	358,757	192,614	251,865	177,631	225,266
資本金 (千円)	335,163	944,157	945,102	947,746	1,026,263
発行済株式総数					
普通株式 (株)	19,655	3,241,100	3,257,900	3,280,600	3,417,700
A種優先株式	8,343	-	-	-	-
純資産額 (千円)	146,537	1,557,139	1,810,895	1,993,586	1,925,354
総資産額 (千円)	781,422	2,311,568	2,604,059	3,025,896	3,141,286
1株当たり純資産額 (円)	171.53	480.44	555.85	607.71	563.36
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	128.27	68.49	77.71	54.46	66.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	66.45	75.79	53.49	-
自己資本比率 (%)	18.8	67.4	69.5	65.9	61.3
自己資本利益率 (%)	-	22.6	15.0	9.3	-
株価収益率 (倍)	-	67.22	33.79	37.88	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	58	47	53	65	104
(外、平均臨時雇用者数)	(15)	(9)	(11)	(13)	(20)
株主総利回り (%)	-	-	65.4	51.6	28.5
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(-)	(-)	(115.9)	(110.0)	(99.6)
最高株価 (円)	-	4,200	5,600	3,080	2,092
最低株価 (円)	-	3,150	2,310	1,750	917

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第16期の1株当たり純資産額については、A種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。

3. 第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できなかったため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 第16期、第20期は当期純損失を計上しているため、自己資本利益率については記載しておりません。

5. 第16期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、また、第20期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。

6. 当社は、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2016年7月29日付ですべてのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式については、株主価値の向上を図るため2016年8月4日開催の取締役会決議に基づき、同日付で会社法第178条に基づき消却しました。

7. 当社は、2016年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第16期の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () 及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（東証マザーズ）におけるものであります。

なお、当社は2017年3月16日をもって同取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。また、株主総利回りは、最近3事業年度の各事業年度の末日における株価に3事業年度前からの1株当たり配当額の累計額を加えた金額を4事業年度前の事業年度の末日における株価で除すことにより算出しており、比較指標についても同様の期間に基づき算出をしております。

2【沿革】

当社は、現代表取締役社長である星知也が2006年1月まで在籍していたシーズングローバルワークス株式会社のオーナーが所有し、当時は休眠会社であった株式会社リナックスの商号を株式会社うるるに変更の上、シーズングローバルワークス株式会社の一事業であったデータ入力サービスを中心とするBPO業務を引き継ぐことによって創業された会社です。

設立後の事業の推移等の沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
2001年 8月	北海道札幌市中央区にてコンピュータソフトウェアの開発、制作及び販売を目的として株式会社リナックス設立
2003年10月	株式会社リナックスの商号を株式会社うるるへ商号変更、星知也が代表取締役に就任
2003年11月	BPOデータ入力サービスの営業を開始
2004年 5月	東京都中央区勝どきに東京事務所を開設
2005年11月	本社を東京都中央区勝どきへ移転
2006年 1月	星知也が当社株式に係る株式譲渡契約を締結し、実質的に当社の経営権を譲受
2006年 4月	BPOスキャンニングサービスの営業を開始
2007年 2月	クラウドソーシング・サービス「シュフティ (shufti)」をリリース
2008年 4月	プライバシーマークの付与認定
2008年 9月	入札情報速報サービス「NJS S (エヌジェス)」をリリース
2011年 8月	有料職業紹介事業許可取得
2012年 7月	特定労働者派遣事業許可取得
2013年 3月	ISO27001認証取得
2013年 5月	インドネシアに子会社として「PT. ULURU BALI」を設立
2014年10月	新設分割により100%子会社である「株式会社うるるBPO」を設立
2014年10月	幼稚園・保育園向け写真販売システム「園ナビフォト」(現:「えんフォト」)をリリース
2014年10月	手書きに対応したタブレット・フォーム・システム「カミメージ (KAMIMAGE)」をリリース
2014年12月	本社を東京都中央区晴海へ移転
2017年 3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2017年 5月	クラウドワーカーを活用したコール代行サービス「フレックスコール」をリリース
2019年 2月	「フレックスコール」をリニューアルした「fondesk」をリリース
2019年 4月	株式会社うるるBPOにて、徳島県小松島市にスキャンセンターを新規設立
2020年 4月	株式会社うるるBPOにて、徳島県小松島市に第二のスキャンセンター「徳島第二センター」を設立

3【事業の内容】

1．当社グループについて

当社グループは、「人のチカラで 世界を便利に」をビジョンに掲げております。当社の考える「人のチカラ」とは、Web上にネットワークされた世界中の人の英知・マンパワーを指し、場所や業務時間に制約のないクラウドワーカー（（注）1．）のチカラを効果的に集約・活用できる仕組みを用いて、便利なサービスを世の中に提供することで、社会に貢献していくことを経営理念としております。

当社グループは、クライアントから受託したデータ入力業務を国内・国外協力会社へ外注し、その協力会社への作業指示や納期管理といった管理業務を務めて納品を行う「BPO（（注）2．）データ入力サービス」の提供を2003年11月に開始いたしました。

当初は、データ入力業務等、作業量が多く、納期が一定程度確保された案件を中心に受注していましたが、徐々に、データ収集やアンケート集計といったデータ入力以外の業務の増加、少作業量・短納期ニーズの増加といった、アウトソーシング・ニーズが多様化してきたことを受け、業務の規模を問うことなくクライアントのニーズに応えられる体制を整えるために、2007年2月にクライアントとクラウドワーカーの間で直接業務の受発注を行うことのできるマッチングサービスである、クラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」を開始いたしました。

さらに、クラウドソーシング・プラットフォームを運営する中で、クラウドワーカーを当社グループ自身が活用することにより、新たなサービス創出の可能性を見出しました。

そこで、従来のクラウドソーシングのマッチングサービスだけでなく、プラットフォーム運営企業である当社自身がクラウドワーカーをリソースとして活用する事業として、「CGS（（注）3．）事業」を2008年9月より展開して参りました。現在では入札情報速報サービス「NJS（エヌジェス）」を筆頭にCGS事業が当社グループの主力事業と捉えております。CGS事業では、「シュフティ」を活用することで、これまで機械やソフトウェアのみを活用してきた作業にクラウドワーカーによる人力作業を付加し、システムのみでは提供できない付加価値を有したサービスを創出・提供しております。例えば、当社の代表的CGSである「NJS」においては、システムクローラー（（注）4．）だけでは情報の収集が難しいスキニングされたPDFデータ等の入札・落札情報について、クラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」のクラウドワーカーを活用して情報を収集することで網羅性のあるデータベースの提供を図っております。さらに、サービスを顧客に提供し、その対価として顧客より当社が収益を享受し、その収益を基に、現状のクラウドソーシング業界における一般的水準よりも高い報酬をCGSのリソースであるクラウドワーカーに、継続的に提供することで、クラウドソーシングの課題であったクラウドワーカーの報酬の安定化・適正化を図っております。

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社2社で構成されており、セグメントはCGS事業NJS、CGS事業 その他、クラウドソーシング事業及び当社の100%子会社である株式会社うるるBPOにて運営するBPO事業の4つとしており、これは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

（注）1．クラウドワーカー（Crowd Worker）とは、クラウドソーシング・プラットフォームに登録し、クラウドソーシング・プラットフォームを介して仕事の受注・遂行・納品等を行うワーカー（働き手）のことを指します。

（注）2．BPO（Business Process Outsourcing）とは、企業運営上の業務やビジネスプロセスを専門企業に外部委託することを指します。

（注）3．CGS（Crowd Generated Service）とは、クラウドソーシング・プラットフォームに登録するクラウドワーカーの労働力を活用して生み出されたサービスを指します。

（注）4．システムクローラー（System Crawler）とは、ウェブ上の文書や画像などを周期的に取得し、自動的にデータベース化するプログラムを指します。

2．当社グループのビジネスモデルについて

当社グループでは、CGS事業、BPO事業、クラウドソーシング事業の3つの事業を運営することで、クライアントのニーズに対し、ソリューションを提供しております。

CGS事業では、直接「シュフティ」のクラウドワーカーへ業務を発注し、その納品物を集約・加工することでサービスを創出し、クライアントへ提供しております。例えば、代表的なCGSである入札情報速報サービス「NJS」では、当社がクラウドワーカーへインターネット上に公示される官公庁等の入札・落札案件情報の収集を発注し、当社が当該情報を集約して入札・落札案件情報のデータベースを構築し、クライアントへ提供しております。このデータベースは、従来型のサービスではWEBクローラーによるテキスト情報の収集が主であり、必要な情報が取得できない、または不要な情報が混ざってしまうことが多々ありましたが、「NJS」ではクラウドワーカーが手作業で収集を行うことにより、不要な情報の除去が可能となっている他、画像情報のテキスト化が可能となり、システムクローラーのみでは作成困難なデータベースの構築を図っております。他にも、保育園・幼稚園向けの写真販売管理システム「えんフォト」においては、「シュフティ」のカメラマンを、園へ派遣し、写真を撮影業務を発注することで全国の園に写真撮影サービスを提供でき、クラウドワーカーを活用した電話受付代行

サービス「fondesk」においては、「シュフティ」のクラウドワーカーへ在宅での受電業務を発注することで、地代家賃等の固定費を抱えることなくコストを抑えられ、比較的安価でクライアントに電話受付代行サービスを提供しております。

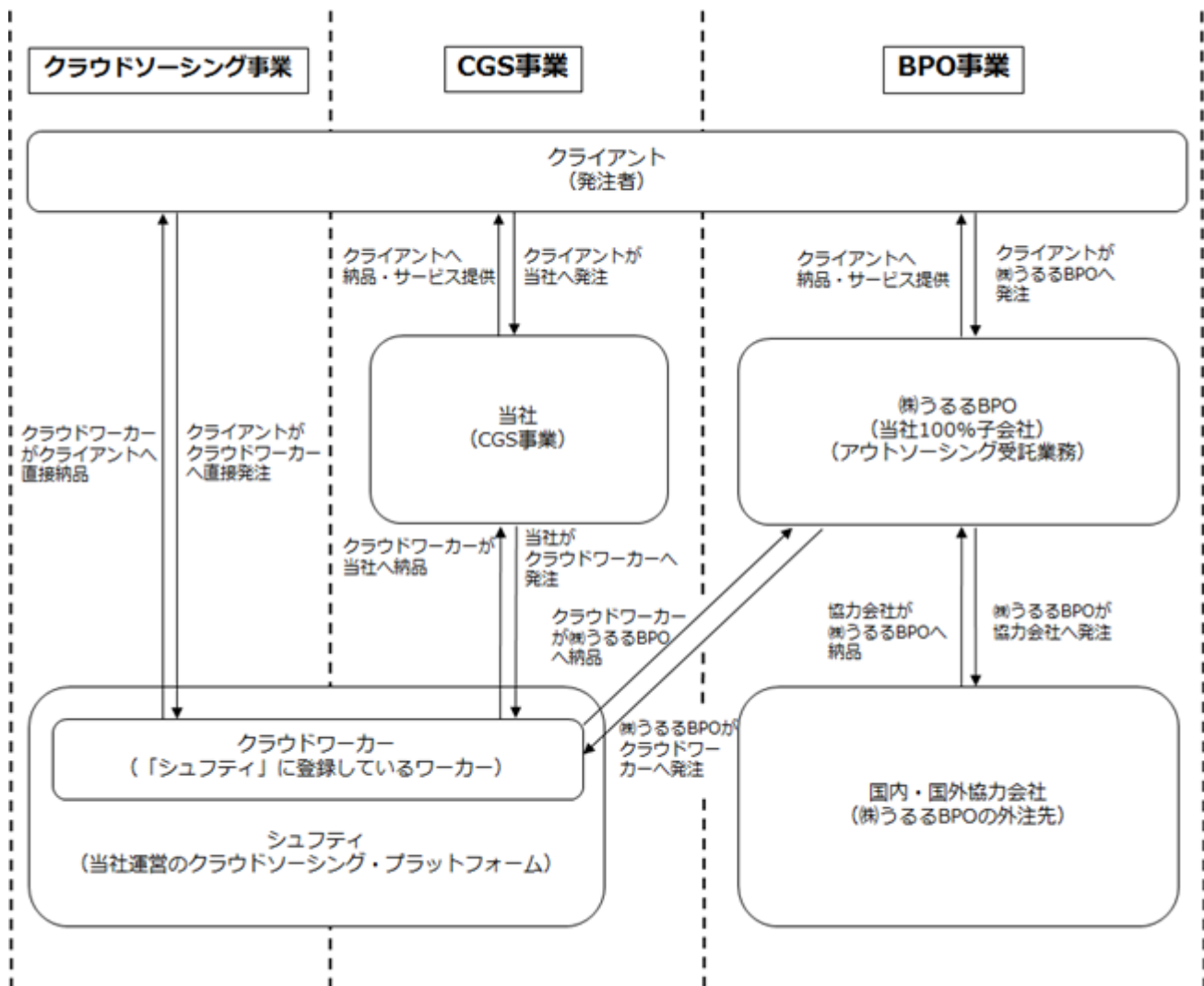
BPO事業では、「シュフティ」のクラウドワーカーや国内・国外協力会社といった当社グループが有する複数のリソースを活用して、クライアントのアウトソーシング・ニーズに対して、その規模を問わず、ニーズに適合するリソースを適切に指示・管理することで、クライアントへソリューションを提供しております。

クラウドソーシング事業では、業務をアウトソーシングしたいクライアントと、在宅等で時間や場所の制約なく仕事をしたいクラウドワーカーをマッチングするサービスであるクラウドソーシング・プラットフォームである「シュフティ」を提供しております。

当社グループのビジネスモデルの特徴は、これまで機械やソフトウェアのみを活用してきた作業にクラウドワーカーによる人力作業を付加することで、システムのみでは提供できない付加価値の創出を図るCGS事業を運営していること、クラウドソーシング事業やBPO事業において、クライアントの相談を受けることで市場のニーズを把握し、新規CGSのアイデアが生まれること、クラウドソーシングのプラットフォームを自社で保有しており、外部環境に依存せずにCGS事業を運営することができ、またクラウドワーカー活用のノウハウを蓄積し続けていること、CGS事業、BPO事業、クラウドソーシング事業という3つの事業を有することで、収益基盤の安定化を図れることが挙げられます。

当社グループ全体の事業系統図は、以下のとおりです。

(2020年3月31日現在)



3. 各事業の概要

(1) CGS事業

サービスの概要

CGS事業では、当社が「シュフティ」に登録するクラウドワーカーへデータ入力やデータ収集といった様々な業務を直接発注し、クラウドワーカーから納品されたデータ等を当社が集約・加工することでサービスを創出し、クライアントへ提供しております。

CGS事業で提供するサービスの主な特徴は、以下のとおりです。

- ・「シュフティ」には全国各地に点在する約40万人（2020年3月31日現在）のクラウドワーカーが登録されているため、地域固有の業務の提供やデータの継続的な収集を行うことができる
- ・在宅等の勤務により業務時間・場所に制約のないクラウドワーカーを活用することで、サービスの提供を常時行うことができる
- ・クラウドワーカーを活用する際に、採用、勤務場所、設備投資等などに係る費用がかからないため、初期投資費用を抑えることができる

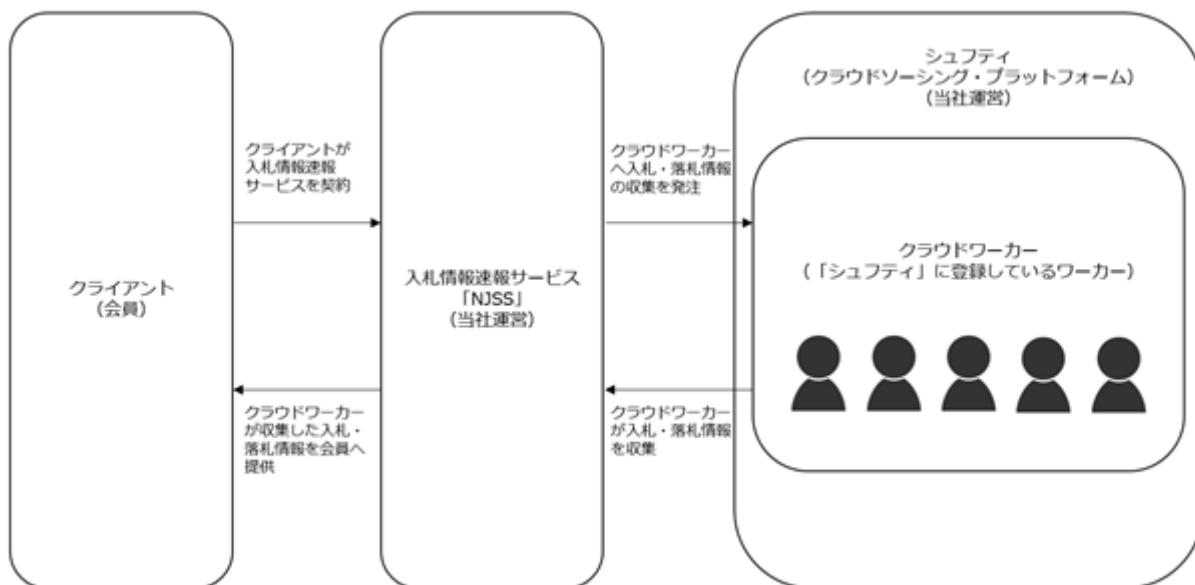
展開しているサービス

当社グループがCGS事業で展開しているサービスは、以下のとおりです。

サービス名	サービス概要												
<p>入札情報速報サービス 「NJS」</p>	<p>官公庁、地方自治体、その他公共機関等から各民間企業へ発注される入札案件の情報は、各ウェブサイト上で一時的にしか公示されていない場合もあるため、応札したい民間企業は全ての案件を網羅できず機会損失が発生しておりました。</p> <p>入札・落札を検討する際は、多様な入札情報と過去の落札情報（前回どの企業がいくらで落札したか等の情報）の把握が、機会損失を軽減させ、落札の可能性を高めることに繋がります。</p> <p>「NJS」では、システムクローラーだけでは情報の収集が難しいスキニングされたPDFデータ等の入札・落札情報について、クラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」のクラウドワーカーを活用して情報を収集することで網羅性のあるデータベースの提供を図っております。官公庁等の入札案件の落札を目指す企業等をクライアントとし、クライアントが必要とする入札に関する情報や過去の類似案件の落札に関する情報を、ウェブサイト上でタイムリーに提供しております。</p> <p>これまでに「NJS」が収集した入札情報件数は約1,500万件、落札情報件数は約1,200万件です（2020年3月31日現在）。なお落札情報は、各機関のウェブサイト等において一定期間経過後に掲載が終了し、各企業が自社でその情報を過去に遡及して収集することが困難であるため、「NJS」が収集した落札情報は付加価値を有していると考えております。</p> <p>「NJS」はサイト利用を月額課金制とすることにより、継続的に収入を得ることの出来るストック型の事業となっております。有料契約件数は3,282件（2020年3月31日現在）を有しております。</p> <p>「NJS」の有料契約件数の推移は以下のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="464 1518 1398 1603"> <thead> <tr> <th>2015年3月</th> <th>2016年3月</th> <th>2017年3月</th> <th>2018年3月</th> <th>2019年3月</th> <th>2020年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,656</td> <td>2,128</td> <td>2,499</td> <td>2,884</td> <td>3,028</td> <td>3,282</td> </tr> </tbody> </table>	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	1,656	2,128	2,499	2,884	3,028	3,282
2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月								
1,656	2,128	2,499	2,884	3,028	3,282								

サービス名	サービス概要
<p>幼稚園・保育園向けの写真販売管理システム 「えんフォト」</p>	<p>現状、幼稚園教諭や保育士は直接的な業務の他に雑多な業務が多く、特に業務過多を理由とした保育士の定着難が慢性的な保育士不足の一因となっております。その雑多な業務の一つに保護者向けの写真の整理業務があり、当社ではそれを解決させるための写真販売システム「えんフォト」を提供しております。</p> <p>「えんフォト」は園の保育士が撮影した写真をインターネット上のプラットフォームを通じて、写真をスムーズに販売できるシステムを提供しており、園は当該写真販売を通じて収益を得ることもできることから、園で働く人たちの待遇を改善させることにもつながると考えております。</p> <p>さらに「えんフォト」では、利便性の向上のため、「シュフティ」に登録するカメラマンを園に派遣すること等により、写真撮影のサポートを行い、類似サービスとの比較優位を生み、付加価値を高めております。</p> <p>2019年12月には保育園運営管理システムを提供する株式会社コドモンと業務提携をいたしました。提携関係を活かし相互顧客紹介などを通じて事業成長を図ります。</p> <p>2020年3月には卒園アルバムの制作がオンラインで完結できる「えんアルバム」サービスをリリースし利便性の更なる向上を図りました。</p> <p>えんフォトの契約園数は、2,477園（2020年3月31日現在）となるなど、着実に契約園数が増加しております。</p>
<p>クラウドワーカーを活用した電話受付代行サービス 「fondesk」</p>	<p>コールセンター業務の市場規模は継続して増加していますが、代行業務を行う人材不足が続いております。</p> <p>そこで当社では、2017年5月に在宅主婦等のクラウドワーカーを活用したコールセンターサービス「フレックスコール」を開始し、2019年2月にはその「フレックスコール」をリニューアルした「fondesk」のサービスを開始しました。</p> <p>これは、クラウドワーカーが会社・事務所の電話受付を代行し、受電内容を各種ツールで通知するサービスで、コールセンター勤務経験や事業会社での電話対応業務経験などを有する「シュフティ」のクラウドワーカーを活用することによって、『月1万円から使えるスマートな電話番サービス』のキャッチコピーのとおり、安価かつ手軽に導入できるサービスの提供を実現しました。</p> <p>fondeskの有料契約件数は、2020年3月31日現在において、346件となりました。その後、順調に契約件数が成長し、2020年4月30日現在においては500件を超える有料契約件数を有しております。</p>

なお、代表的なCGS事業である入札情報速報サービス「NJSS」の事業フローは、以下の図のとおりです。



(2) BPO事業

サービスの概要

BPO事業は、当社100%子会社である株式会社うるるBPOが運営しております。本事業では、業務コスト削減や業務速度を早めたい、作業品質を高めたい、コア業務へ集中したい等といったアウトソーシングニーズがある企業へ株式会社うるるBPOが保有する社内施工部門、「シュフティ」のクラウドワーカー、国内外の協力会社といった社内外のリソースを活用して、ソリューションを提供するサービスを展開しております。具体的にはデータ入力・スキャンング等に加え、システム開発受託、電子化総合アウトソーシング、メーリングサービス、キャンペーン事務局代行等の総合型アウトソーシング受託業務を行っております。受注後、案件の内容、規模、納期、クライアントの要望等に応じて発注先を選択しております。

当社グループでは2003年より、自社ウェブサイトを経由して新規・継続顧客から業務を受注し、累計約4,800社のクライアントと約27,000件の受注案件実績（2020年3月31日現在）を有しております。

「BPO事業」累計クライアント数の推移

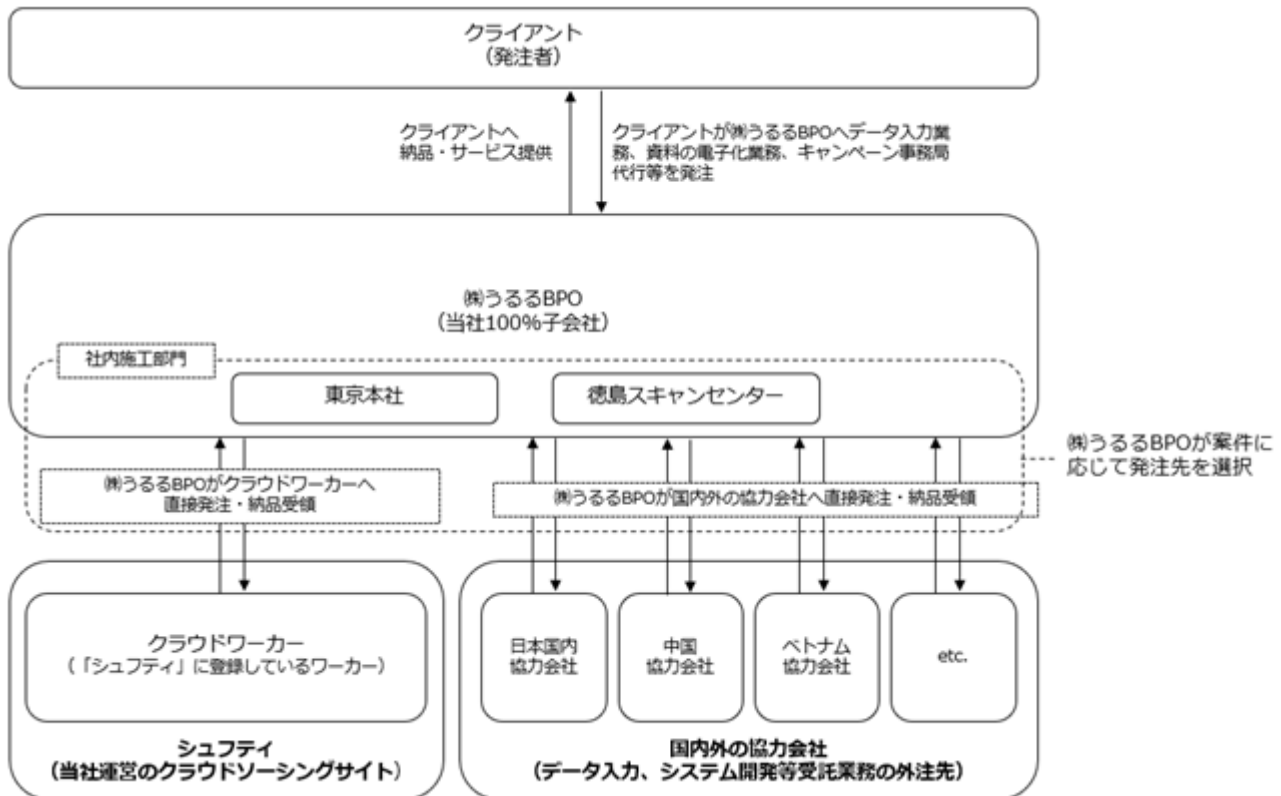
（単位：社）

	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
累計クライアント数	3,474	3,810	4,044	4,348	4,557	4,829

BPO事業の特徴

BPO事業では、クライアントのニーズに対して、社内施工部門、「シュフティ」のクラウドワーカー、中国やベトナムを中心とした国外協力会社及び国内協力会社といった社内外のリソースを活用して、株式会社うるるBPOがワンストップでクライアントへソリューションを提供できることが特徴となっております。

クライアントと株式会社うるるBPO及びそのリソースとの関係については、以下の図のとおりです。



(3) クラウドソーシング事業

サービスの概要

クラウドソーシング事業とは、当社がインターネット上で提供するクラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」で、業務を発注したいクライアントと、在宅で時間や場所の制約なく仕事をしたいクラウドワーカーをマッチングするサービスとして2007年2月にリリースいたしました。サービスは順調に拡大を続け、現在では約40万人（2020年3月31日現在）のクラウドワーカーが「シュフティ」に登録しております。

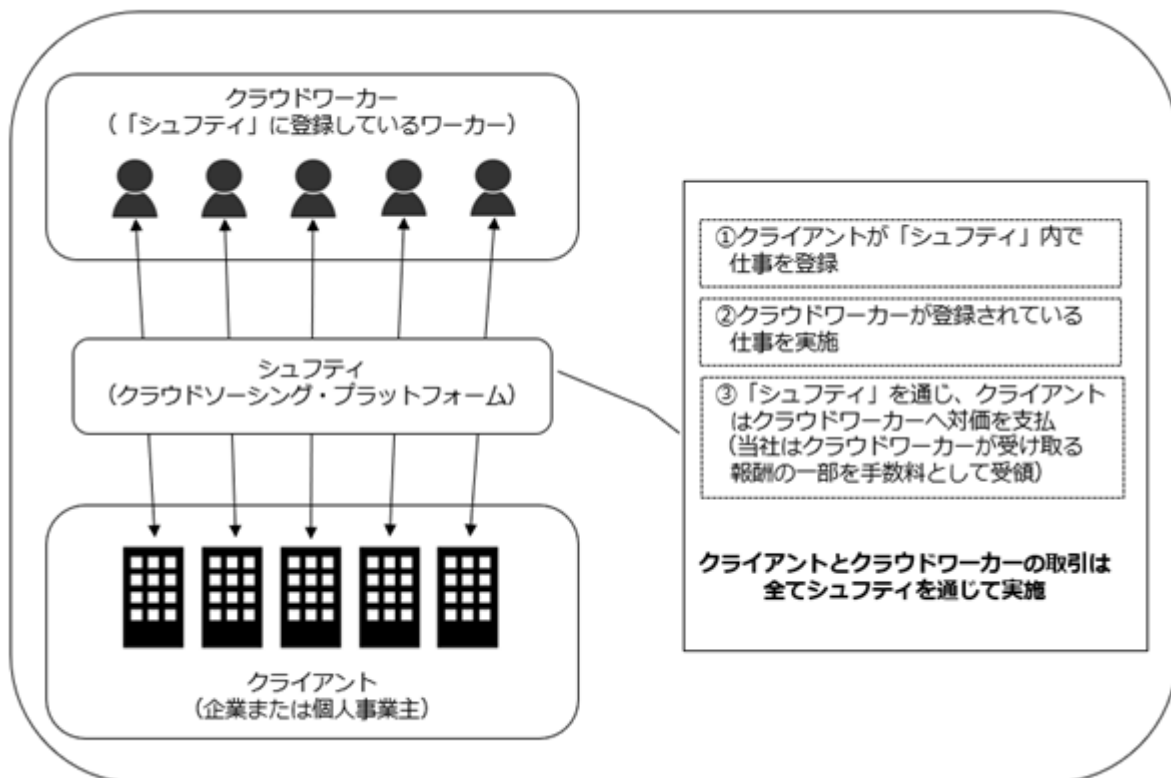
サービスの特徴

「シュフティ」の特徴は以下のとおりです。

- ・クラウドワーカーは、業務時間・場所に制約なく、仕事をし、報酬を得ることができる
- ・クラウドワーカーは、仕事内容を選ぶことができ、自身のスキルを活かすことができる
- ・クライアントは、業務を依頼したいときのみ、業務の発注を行うこととなるため、費用を変動費化でき、また採用等の初期投資費用を抑えられる
- ・クライアントは、業務時間・場所に制約のない多数のクラウドワーカーが存在する「シュフティ」を利用するため、常時役務の提供を享受できる

「シュフティ」で登録されている業務の特徴として、「シュフティ」にアクセスできる環境さえあれば誰でも簡単にできる業務が多いことが挙げられます。パソコンやスマートフォン等のできる業務が多く登録されていることから、育児の合間や電車で移動中の時間といったすき間時間に仕事をすることが可能となります。

「シュフティ」におけるクライアントとクラウドワーカーの一連の取引フローは、以下の図のとおりです。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容 (注)1	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社うるるBPO (注)2、5	東京都中央区	60,000千円	BPO事業	100.0	役員の兼任1名 従業員の出向 BPO業務の委託
PT. ULURU BALI (注)3、4	インドネシア共和国バリ州	2,913,000千インドネシアルピア	CGS事業 NJSS	99.0 [1.0]	クラウドワーカー管理業務の委託

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の[]内は、当社代表取締役社長である星知也の所有割合で外数となっております。

4. 2020年3月31日現在、PT. ULURU BALIは清算中であります。

5. 株式会社うるるBPOについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	856,637千円
	(2) 経常利益	32,979千円
	(3) 当期純利益	20,598千円
	(4) 純資産額	276,856千円
	(5) 総資産額	527,141千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
CGS事業 NJSS	53 (13)
CGS事業 その他	21 (1)
BPO事業	23 (45)
クラウドソーシング事業	13 (1)
報告セグメント計	110 (60)
全社(共通)	17 (5)
合計	127 (65)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 全社(共通)と記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できないコーポレート部門に所属しているものであります。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ43名増加したのは、2019年5月14日発表の中期経営計画に基づく人員体制強化によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
104 (20)	33.2	2.8	5,323,158

セグメントの名称	従業員数(人)
CGS事業 NJSS	53 (13)
CGS事業 その他	21 (1)
BPO事業	- (-)
クラウドソーシング事業	13 (1)
報告セグメント計	87 (15)
全社(共通)	17 (5)
合計	104 (20)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)と記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できないコーポレート部門に所属しているものであります。
4. 従業員数が前連結会計年度末に比べ39名増加したのは、2019年5月14日発表の中期経営計画に基づく人員体制強化によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の方針

当社グループは、「人のチカラで 世界を便利に」をビジョンに掲げております。

当社の考える「人のチカラ」とは、Web上にネットワークされた世界中の人の英知・マンパワーを指しております。Webの進化によって可能となった場所や時間に制約を超えた「人のチカラ」の活用によって、今までにない便利なサービスを世の中に提供することで、社会に貢献していくことを目指しております。

(2) 経営環境

当連結会計年度における我が国経済は、これまで政府による金融・財政政策等を背景とした緩やかな回復が続いてきた中、消費税増税や台風等自然災害に加え、年度末にかけて発生した新型コロナウイルスの影響により、過去に類を見ないほど先行きは不透明な状況となっております。一方海外でも、米中貿易摩擦や英国のEU離脱を巡る混乱、朝鮮半島情勢を巡る一進一退の展開に加え、新型コロナウイルスの影響により、日本国内同様またはそれ以上に、先行き不透明な状況となってきております。

当社グループを取り巻く経営環境につきまして、クラウドソーシングの市場規模は、矢野経済研究所「BPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）市場の実態と展望 2018-2019」によると、2018年度の流通金額規模（仕事依頼金額ベース）が前年度比34.8%増の1,820億円となっており、2021年度には、2,610億円に達すると予測されているなど、当社が展開するCGS（Crowd Generated Service）事業のリソース供給源となるクラウドワーカーを将来にわたり安定的に確保することができるが見込まれております。

また、CGS事業の中でも主力サービスである官公庁等の入札情報を提供する入札情報速報サービス「NJS（エヌジェス）」を巡る環境として、国内入札市場における年間契約額は、2017年度において21.9兆円と、毎年安定的に年間20兆円超の発注がなされる市場規模が維持（中小企業庁「官公需契約の手引」より）されております。NJSのTAM（Total Addressable Market）については、NJSのメインターゲットとなる落札実績のある企業数が約40万社（NJSのデータベースより）であることに加え、今後は入札資格未保有の企業もターゲットとなると想定されるのに対し、NJSの有料契約件数は2020年3月末時点では3,282件に止まっていることから、将来的には数十倍の有料契約件数の拡大の余地があると考えております。

競合企業の状況や当社の優位性については、現在、国内でクラウドソーシング・サービスを展開する競合企業は複数存在しますが、当社グループは、クラウドソーシング・サービスのみならず、そのワーカーをリソースとするCGS事業、そして企業のアウトソーシング・ニーズの受け皿となるBPO事業を展開しており、それらの相互のシナジーによって優位性を築いていると考えております。優位性を更に強固なものにするためにも当社では、新たなCGS事業を継続的に生み出し続けていきたいと考えております。

また、当連結会計年度末にかけて発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社の事業及び業績に影響を与えることが予想されます。新型コロナウイルス感染症の当連結会計年度の業績への影響については「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）財政状態及び経営成績の状況」に、今後、当社の事業及び業績に与える影響の予想については「2 事業等のリスク（特に重要なリスク）(1) 新型コロナウイルス感染症拡大のリスク」に記載のとおりであります。

(3) 中長期的な経営戦略及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは中長期的に、労働力不足という社会問題の解決の一翼を担う企業となり、当社ビジョンである「人のチカラで 世界を便利に」を実現することを目指しております。そのためには短期的な利益追求ではなく、積極的な投資の実行によるさらなる成長と中長期的な企業価値向上を図っていく必要があると判断し、2019年5月14日に5カ年の中期経営計画（2020年3月期～2024年3月期）を開示いたしました。

当該中期経営計画においては、中長期的な成長を図るために優先的に対処しなければならない課題として以下の3つを設定しております。

高いチャーンレート（解約率）によるNJS契約純増数の鈍化

従来は、顧客へのフォローが手薄な営業体制や顧客利便性改善が不十分なプロダクトが原因で、新規契約獲得自体は順調なものの、チャーンレートが高止まりしているため、契約純増数が鈍化してきておりました。現在、NJSは第二次安定期に入っており、第三次成長期に向けた変革が必要であることから、上記課題を設定いたしました。

N J S Sへの売上・利益依存

2019年3月期連結決算において、N J S Sは売上高全体の50%超、営業利益の大半を稼ぎ出しました。N J S Sは高い限界利益率を誇るビジネスではあるものの、当社グループのさらなる成長のためには、N J S Sに次ぐ第2、第3の柱となる事業を産み出していく必要があることから、上記課題を設定いたしました。

低利益率になりがちなB P O市場

一般的にB P Oビジネスは、設備や人員の確保に伴い固定費が発生するため、利益率が低くなりがちです。当社100%子会社である株式会社うるるのB P Oにおいては、固定費を最小限に抑えることによって一定の利益率は確保しておりますが、さらなる利益率向上の余地はまだ残されているものと考えられることから、上記課題を設定いたしました。

上記 ~ の課題への対処に向けた中期方針と当連結会計年度の取り組みの進捗状況は以下のとおりです。

	中期方針	中期施策内容	進捗状況
NJSS	NJSSの継続成長化	営業プロセスの最適化 ・ SaaSビジネスに適した営業組織へ	・ 1年掛けて営業組織改編が完了。 ・ 平均月次解約率(有料契約件数ベース)を 0.5%改善 することに成功。
		プロダクトリニューアル ・ 提供価値を高めるためのシステム再構築	・ 当初計画通りの2022/3期初のリリースに向け、 概ね順調に進捗 。
その他CGS (えんフォト +fondesk)	ストックビジネスとなる 新規CGSの創出・育成	えんフォト ・ 保育園運営管理システムの提供 ・ 卒園アルバム制作サービスの開発 ・ フォトブック制作機能の開発	・ 2019/12に保育園運営管理システムを提供する 株式会社コドモンと提携 。 ・ 2020/3に卒園アルバム制作サービス「 えんアルバム 」提供開始。
		fondesk ・ マーケティング施策トライアル ・ オペレーション体制の充実 ・ サービス改善のためのシステム投資	・ 各種施策を積極的にを行い、既存のコールセンターとは異なる、 新たな市場の創出に成功 。
BPO	BPOの高利益率化	営業体制見直し	・ アップセル提案フローを社内に確立したこと等により、 受注平均案件単価アップ に成功。
		施工体制見直し	・ 2019/4に 徳島第一センター 、2020/4に 徳島第二センター をそれぞれ開設。先行投資として費用が発生したものの 中長期的な利益率改善に寄与見通し 。

「N J S S」の継続成長化

中期経営計画のもと、顧客フォロー体制の強化を目的とした営業プロセスの最適化とプロダクトリニューアルによるN J S Sの継続成長化を図りました。営業プロセスの最適化については人材確保のための積極投資を行った結果、当連結会計年度末時点のN J S S従業員数が66名(前期比33名増)になるなど、人員増強を図ることができました。プロダクトリニューアルについては、当連結会計年度から2021年3月期にまたがる約2年間をかけたプロジェクトであり、当連結会計年度における取組は概ね計画通りに進捗しております。

また、当連結会計年度においては人員増強による営業プロセスの最適化、Webマーケティング施策や各種展示会への積極参加等の施策が奏功し、入札・落札案件情報を閲覧できるウェブサービスの有料契約件数が2020年3月31日時点で3,282社(前期比254社増加)と過去最高の契約数を更新いたしました。加えて、契約期間の長期化やアップセルを重視する事業方針を掲げ注力した結果、当連結会計年度における平均のARPU(一件当たり日割り売上高)は1,164円(前期比4%増加)となる等、順調に成長しております。

以上より、総じて、の課題に対する取り組みについては、当連結会計年度において概ね計画通りに進捗したと考えております。

ストックビジネスとなる新規CGSの創出・育成

NJSSへの売上・利益依存脱却を図るため第2、第3の柱となる事業として「えんフォト」と「fondesk」を育成するための投資を積極的に実施いたしました。

「えんフォト」においては、中期経営計画に掲げた施策である、卒園アルバム制作サービス「えんアルバム」を予定通りリリースすることができたなど、計画通り着実に施策を実施しております。加えてクラウドワーカーを活用した電話代行サービス「fondesk」については、通知手段拡充などのユーザー利便性の向上を図るための投資を計画どおりに実施したことに加え、年度末にかけて発生した新型コロナウイルスの影響による各企業の急速なリモートワークの導入を背景に有料契約件数が急増するなど順調に成長したことなどから、この課題に対する取り組みについては、当連結会計年度において概ね計画通りに進捗したと考えております。

BPOの高利益率化

BPO事業においては、営業体制及び施工体制の見直しを目標に掲げ高利益率化を図りました。営業体制の見直しについてはアップセル提案の強化等の策を実施した結果、計画通りの売上を達成しております。また、施工体制の見直しは、スキャン業務に特化した徳島第一センターを稼働させることでコスト削減を図るものでありましたが、2019年4月に計画通りに稼働いたしております。

一方、働き方改革への対応等によって増加傾向にあった紙文書の電子化需要に対応すべく、徳島第二センター開設の準備をすすめたこと等により費用も増加いたしました。

結果として徳島第二センターの開設費用等によりセグメント利益は33,321千円（前年同期比59.1%減）に留まりましたが、当初計画に掲げていた営業体制の見直し、施工体制の見直しについては概ね計画通りに進捗したと考えております。なお、徳島第二センターは2020年4月より稼働しておりますので、2021年3月期においては利益率の改善に寄与するものと予想しております。

この通り中期経営計画の1年目にあたる当連結会計年度においては、総じて概ね計画通りに各種施策が進捗いたしました。2021年3月期におきましても、中期経営計画に掲げた3つの課題及び対処するための施策に引き続き注力してまいります。

また、当連結会計年度はこれらの各種施策に対する積極投資を着実に実施した年度となりましたが、当連結会計年度末時点において、現金および預金が約29億円、有利子負債控除後のネット・キャッシュが約27億円、自己資本比率が59.6%となっていることから、財務の健全性には懸念がなく、現時点で財務上の課題は特段ないものと考えております。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

中期経営計画(2020年3月期~2024年3月期)における経営目標及び当連結会計年度(FY1)の実績は、以下の通りであります。当連結会計年度(FY1)においては、各指標において当初計画値を超える業績を達成することができました。

中期経営計画では2021年3月期(FY2)の経営目標についてEBITDA±0と定めておりましたが、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大状況に鑑み、同ウイルスの感染拡大状況が長期化し当社の事業及び業績に重大な影響が及んだ場合を想定して、下限予想としてEBITDA 3億円という経営目標を新たに設定しております。新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえた2021年3月期(FY2)の業績予想の詳細については、「2 事業等のリスク(特に重要なリスク)(1)新型コロナウイルス感染症拡大のリスク」に記載のとおりであります。

なお、現時点で中期経営計画に基づく各種施策が概ね計画通りに進捗していることから、2022年3月期(FY3)から2024年3月期(FY5)の経営目標については従来計画から変更していません。

当社では中期経営計画達成に資するM&A等を積極的に検討するという観点から、EBITDAを経営上の目標の達成状況を判断するための重要指標として位置づけております。

中期経営計画	FY1	FY2	FY3	FY4	FY5
売上高	23億円	-	33億円	-	48億円
EBITDA	▲3億円	±0円	4億円	-	15億円
EBITDA率	-	-	12%	-	32%
従業員数(期末)	177名	-	-	-	196名
実績&予想	FY1 (実績)	FY2 (予想)	FY3 (計画)	FY4 (計画)	FY5 (計画)
売上高	24.8億円	24.8-29.2億円	33億円	-	48億円
EBITDA	▲1.5億円	▲3-±0億円	4億円	-	15億円
EBITDA率	-	-	12%	-	32%
従業員数(期末)	192名	-	-	-	196名

中期経営計画に基づく各施策は概ね計画通りに進捗していることから、従来計画を据え置き

(注) 1. EBITDA = 営業利益 + 減価償却費 + のれん償却額

2. 上記の表における「-」は非開示の項目であります。

3. 2021年3月期においては、当連結会計年度末にかけて発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、業績予想をレンジで開示しております。上限・下限予想の各試算の前提条件は下記のとおりです。

《試算の前提条件》

上限：政府・自治体による外出・営業自粛要請が1Q末で終了し、各事業のKPIへのネガティブな影響が軽微

下限：同要請が4Q末まで継続し、各事業のKPIへのネガティブな影響が大きく見込まれる

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

記載したリスクはいずれも事業及び業績に影響を与えうる「重要なリスク」ですが、中でも全社的に中長期的な成長のための指針として掲げている中期経営計画に関連性の高いリスクを「特に重要なリスク」として定義しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

(特に重要なリスク)

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大のリスク

当連結会計年度末にかけて発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、すでに当社グループの事業及び業績に一部影響を及ぼしているうえ、今後も新たな影響が発生する可能性のあるものです。新型コロナウイルス感染症の拡大状況が長期化した場合は当社の事業及び業績への影響が拡大するうえ、事業継続体制にも影響が及ぶことが見込まれるなど、中期経営計画の進捗にも重大な影響が及ぶことが想定されますので、当社は当該リスクを「特に重要なリスク」と位置づけております。

新型コロナウイルスの感染拡大はすでに顕在化しており、当社の事業及び業績のほか、従業員の働き方に対し一部影響が及んでおります。今後、事態が完全に収束するまでに要する期間を合理的に見積もることは現段階では困難であることから、当社では当該リスクが業績へ与える影響について、「当該リスクが早期に収束した場合」並びに「当該リスクが長期間継続した場合」をそれぞれ想定し、2021年3月期における業績予想について上限・下限予想を試算いたしました。

試算の前提条件と、連結業績予想値及び各セグメントの業績予想値は以下のとおりです。

	(単位：百万円)			YoY 対上限 予想	YoY 対下限 予想	21/3期 中期経営 計画
	20/3期 実績	21/3期 上限予想	21/3期 下限予想			
売上高	2,480	2,920	2,480	17.7%	0.0%	-
NJSS	1,350	1,480	1,430	9.6%	5.9%	1,400
CGSその他 (えんフォト=fondesk)	257	405	270	57.1%	4.7%	-
BPO	839	1,000	745	19.1%	▲13.3%	-
クラウドソーシング	32	35	35	8.2%	8.2%	-
EBITDA	▲152	±0	▲300	-	-	±0
EBITDA率	-6.1%	0.0%	-12.1%	-	-	-
営業利益	▲189	▲50	▲340	-	-	-
利益率	-7.6%	-1.7%	-13.7%	-	-	-
経常利益	▲190	▲30	▲320	-	-	-
経常利益率	-7.7%	-1.0%	-12.9%	-	-	-
法人税等	16	±0	▲70	-	-	-
法人税、住民税及び 事業税	15	50	0	-	-	-
法人税等調整額	0	▲50	▲70	-	-	-
当期純利益	▲207	▲30	▲250	-	-	-
当期純利益率	-8.4%	-1.0%	-10.1%	-	-	-

※ 百万円未満は切り捨て
※ EBITDA = 営業利益 + 減価償却費 + のれん償却額

- 新型コロナウイルスの影響に鑑み、21/3期業績予想はレンジ開示。
【上限予想の前提】政府・自治体による外出・営業自粛要請が1Q末で終了し、各事業のKPIへのネガティブな影響が軽微。
【下限予想の前提】同要請が4Q末まで継続し、各事業のKPIへのネガティブな影響が大きく見込まれる。
- 予想売上高は、上限予想においては20/3期を上回る成長。下限予想においても20/3期と同程度を確保。
- 予想EBITDAは、上限予想においては中期経営計画通りの±0円を見込むが、下限予想においては、特にBPO及びえんフォトにて新型コロナウイルスの影響を大きく受け、▲300百万円を見込む。
- 21/3期は、20/3期のような大幅な増員は見込まず。

上記業績予想値を試算するに当たり、現時点で見込んでいる各セグメントへの影響は以下のとおりです。

CGS事業 NJSS

ポジティブ：民需減少に危機感を抱く企業からの新規契約の増加

ネガティブ：一部業種（イベント、旅行関連等）の入札案件の停止

一部企業の予算完全凍結に伴う解約の発生

CGS事業 その他

ポジティブ：企業のテレワークの普及に伴い f o n d e s k の有料契約件数が増加

ネガティブ：保育園・幼稚園の休園もしくは登園自粛に因る写真撮影シーン減少に伴うえんフォトの売上の減少

BPO事業

ポジティブ：テレワークの普及に因る紙文書の電子化需要の中長期的な増加

ネガティブ：イベント関連案件の問い合わせの減少（短～中期）

受注済みの案件について、顧客の出勤停止等による施行遅延の発生

新型コロナウイルス感染症の拡大による事業停止のリスクを避けるため、当社では従業員の働き方についてすでに下記の対策を実施している状況です。

- ・東京都がロックダウンした場合での事業継続も想定し、社内に「新型コロナウイルス対策室」を設置
- ・2020年2月18日より、雇用形態に依らず、希望者全員が時差勤務及びテレワークを実施
- ・2020年4月6日より、雇用形態に依らず、原則全従業員がテレワークを実施
- ・2020年6月1日より、雇用形態に依らず、テレワークを積極推奨

これら対策を実施した結果、現在までにおいて当社従業員の感染者は確認されておりません。また、原則全従業員がテレワークを実施し始めた2020年4月6日から現在にかけて、全ての事業について業務を継続しております。

当該リスクを巡る状況は日々変化しておりますが、新たな事象が発生する都度、取締役会や部長会などで迅速に意思決定を行ったうえ「新型コロナウイルス対策室」を中心に具体的な対応策を適宜実施していく次第です。

(2) 中期経営計画（2020年3月期～2024年3月期）における投資の進捗停滞のリスク

当社グループが掲げている中期経営計画では、「短期的な利益追求ではなく積極的に投資を実行し、さらなる成長と中長期的な企業価値の向上を図る」という方針を掲げております。したがって、投資の進捗が停滞すると中期経営計画の進捗に重大な影響が及ぶことが想定されますので、当社は当該リスクを「特に重要なリスク」と位置づけております。

当該リスクは、予期せぬ経済環境の変化等によるシステム投資や人件費、業務委託費等の追加的な支出の発生やその他予期せぬ制約の発生に伴って顕在化するものであり、顕在化した場合は、追加投資のための費用の増加や事業成長の鈍化に伴う売上高や利益成長の鈍化といった重大な業績への影響が発生することが予想されますが、顕在化の可能性や発生時期については、現段階で合理的に見積もることは困難だと考えております。

当社では、当該リスクの顕在化を未然に防ぐために、実行可能な投資計画を立案し、且つ各種投資に必要と想定される予算を確保するなどしているところですが、万が一リスクが顕在化した場合は、取締役会や部長会などで迅速に意思決定を行ったうえ必要な対応策を適宜実施していく次第です。

(3) 入札情報の様式・データ形式等の統一によるNJSの独自性・優位性の希薄化のリスク

当社は、中期経営計画の柱となる施策の一つとして「NJSの継続成長化」を掲げております。当該リスクが顕在化し、NJSの独自性・優位性が希薄化した場合、中期経営計画の進捗に重大な影響が及ぶことが想定されますので、当社は当該リスクを「特に重要なリスク」と位置づけております。

現在、入札情報は入札実施機関ごとに様式・データ形式等が統一されておらず、独力での収集が困難である中、当社では数百名のクラウドワーカーが約7,600もの入札実施機関から人力で入札情報を収集しデータベース化できていることに「NJS」の独自性・優位性がある状況です。当社としては約7,600もの入札実施機関の様式・データ形式等を統一するために必要となる労力・コスト・時間等を勘案すると当該リスクが顕在化する可能性は現時点では低いものと考えております。

しかしながら、万が一、当該リスクが顕在化した場合は、NJSが誇る独自性・優位性の希薄化から顧客の他サービスへの流出による有料契約件数の減少並びに売上高や利益成長の鈍化といった重大な業績への影響が発生することが予想されます。

当該リスクへの対応策といたしましては、入札にかかる関係行政機関の動向を適宜チェックするなどして、アクションが必要な事態が発生した場合、迅速に対応できるよう体制を整備していく次第です。

(4) コンプライアンスに関するリスク

当社はコンプライアンス重視の意識の強化とその定着を全社的に推進しております。当該意識が薄れると、重大な法令違反や不祥事件等が発生する懸念が高まるなど、会社の存続可否にも重大な影響を与えかねない可能性がありますので、当社は当該リスクを「特に重要なリスク」と位置づけております。

万が一、当該リスクが顕在化した際の具体的な影響として、当社グループ全体の社会的信用やブランドイメージの低下をはじめ、発生した損害に対する賠償金の支払い等の費用の発生に基づく重大な業績への影響等が発生する懸念がありますが、一方でコンプライアンス上のリスクを完全に回避することは極めて困難であると考えております。

当該リスクの顕在化を未然に防止するため、当社では全役員・社員への教育啓発活動を随時実施するなどし、企業倫理の向上及び法令遵守の強化等、強固なコンプライアンス推進体制を構築していけるよう努めている次第です。

(重要なリスク)

(1)競合他社の台頭のリスク

現在、国内でクラウドソーシング・サービスを展開する競合企業は複数存在しており、他社の成長によって弊社の市場における独自性・優位性が希薄化した場合、当社の事業及び業績へ重大な影響を与えることが予想されることから当社は当該リスクを「重要なリスク」と位置づけております。

しかしながら、当社グループは、クラウドソーシング・サービスのみならず、そのワーカーストックをリソースとするCGS事業、そして企業のアウトソーシング・ニーズの受け皿となるBPO事業を展開しており、それらの相互のシナジーによって市場での独自性・優位性を築いていると考えております。BPO事業を通して世の中のニーズをキャッチし、キャッチしたニーズへ応えるためのCGS事業をBPO事業を通じて長年培ったワーカーストックへのディレクションノウハウをフル活用しつつ効率的に運営していくといった各セグメント間のシナジーを土台にした経営体制は当社の強みであり、一朝一夕で模倣されるスキームではないと考えております。

万が一、当該リスクが顕在化した場合は、市場での当社の価値の希薄化により顧客の他社への流出による売上高や利益の減少等の重大な業績への影響が発生することが懸念されますが、上記のスキームのもと、新たなCGS事業を継続的に生み出すことにより、当社の市場における独自性・優位性を更に強固なものにしていくことで、当該リスクの顕在化に対する未然防止を図っていく次第です。

(2)法規制強化による既存事業への法的制約の発生や新規分野への事業展開に際する新たな法的制約の発生のリスク

現在、日本国内においてインターネットに関連する主要な法規制は電気通信事業法等があり、また、BPO事業に関連する法規制としてe-文書法等があります。当社はこれら法規制を厳格に遵守する体制を整備しているところですが、今後、法規制が強化された場合やCGS事業において新規領域へ進出する場合は、常に様々な法規制・法改正に注意を払い適切に対応することが求められることから当社は当該リスクを「重要なリスク」と位置づけております。

法規制強化については、現時点で合理的に顕在化の時期を見積もることできるものはないと考えておりますが、常に世間の動向をチェックしつつ、必要がある都度、適切に対応して参ります。新規領域へ進出する際の新たな法的制約発生のリスクについて、現時点では具体的な時期を名指しできる材料となるような新規CGSの展開は検討されておきませんが、新規CGSの創出時期については特定の期間を定めているわけではございませんので、場合によっては当該リスクは2021年3月期中にも顕在化する可能性のあるリスクだと考えております。

法的制約が新たに発生した場合は、対応にかかる費用の発生や法違反が生じた場合の信用低下といった影響が及ぶことが予想されますが、そのようなリスクの顕在化を防ぐためにも当社では担当部署を中心に適宜外部の専門家を活用しながら、厳格な法令遵守体制を構築しております。

(3)システム障害のリスク

当社グループの事業は、インターネット接続環境の安定した稼働を前提として運営されており、システム障害により安定的にサービスの提供ができない状況が発生すると、重大な影響が及ぶ懸念があることから、当社は当該リスクを「重要なリスク」と位置づけております。

当該リスクが顕在化する要因としては人為的なミスから自然災害に起因するものまで様々なものが想定されるため顕在化する時期を合理的に見積もることは困難だと考えておりますが、万が一、当該リスクが顕在化した場合に備えて当社ではバックアップ体制や強固なセキュリティの構築等に常時努めております。

(4)人材成長の停滞のリスク

当社の中期経営計画においては、優秀な人材の採用のための投資を最重要項目の一つとして掲げており、同中期経営計画の1年目にあたる当連結会計年度末においては、臨時雇用者を含む従業員数が192名（前期比62名増、当初計画比+15名）と施策自体は順調に成長しているところです。一方で、今後は確保した人材の離職を抑えつつ適切に育成していくことが重要となり、仮に人材の成長が停滞した場合は、当社の成長鈍化に繋がり兼ねないことから、当社は当該リスクを「重要なリスク」と位置づけております。

当該リスクを顕在化させないために当社では定期的な従業員満足度調査と結果に基づく改善策の実施といった全社を挙げての働きやすい環境づくりやOJT・OFF-JTを織り交ぜた研修体制、各種成長支援制度の整備をしています。

(5)クラウド・ソーシングビジネスを展開することにかかるリスク(知的財産権侵害、風評被害、個人情報流出等)

当社はクラウド・ソーシングビジネスを展開しておりますが、同ビジネスは、不特定多数のクライアントとワーカーによる様々な案件の受発注が繰り返されるプラットフォームとなっております。

このような状況においては、ユーザー間における第三者の知的財産権侵害やユーザー間のメッセージ交換に際する風評被害、個人情報の流出、その他違法行為が発生する懸念があります。また、クラウド・ソーシングビジネスを展開するに当たり、当社はワーカーの個人情報を大量に保有していることから当社自身が保有する個人情報を流出させる懸念も拭いきれません。当該リスクが顕在化した場合は、当社の事業及び業績に重大な影響を及ぼすことが予想されることから当社は当該リスクを「重要なリスク」と位置づけております。

登録ワーカーの行動をすべて統制することは事実上不可能であり、これらリスクの顕在化を完全に排除することは困難だと考えております。これに対し当社では、各種禁止事項を定めた利用規約を制定し、当該利用規約の内容に同意したユーザーにのみ利用いただくなどの対応策を取っております。また、当社が保有する個人情報の流出リスクについては、リスクを顕在化させないために「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けているうえ、当社において情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）認証を取得、子会社である株式会社うるるＢＰＯにおいてＩＳＭＳ認証及びプライバシーマークを取得するなどの対応策を取っております。

万が一、当該リスクが顕在化した場合は、速やかに状況を整理したうえ、必要に応じて外部の専門家を活用しつつ、取締役会や部長会などで迅速に意思決定を行い、適切な対応策等を実施していく次第です。

(6)国内ＢＰＯ市場及び国内クラウド・ソーシング市場の縮小のリスク

当社は、クラウド・ソーシングビジネスやクラウドワーカーを活用したＣＧＳ事業並びに子会社である株式会社うるるＢＰＯにおいて、ＢＰＯ事業を展開していることから、国内クラウド・ソーシング市場や国内ＢＰＯ市場が縮小した場合、当社の事業及び業績に重大な影響を与える影響があると思われることから、当社は当該リスクを「重要なリスク」と位置づけております。

しかしながら、国内クラウドソーシング市場は、矢野経済研究所が発表した「ＢＰＯ（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）市場の実態と展望 2018-2019」によると「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（2）経営環境」に記載のとおり今後も成長が見込まれているうえ、国内ＢＰＯ市場も同じく矢野経済研究所が2018年9月に発表した「ＢＰＯ（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）市場の実態と展望 2018-2019」によると、今後も安定的な成長が見込まれるなど当該リスクが顕在化する可能性は現時点では高く無いと考えております。

(7)株主還元にかかるリスク(配当政策、新株予約権の行使による株式価値の希薄化)

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題と考えております。しかしながら、当社グループの主力事業である「ＮＪＳＳ」及び新規ＣＧＳの投資余地が大きいことに加え、2020年3月期末時点における当社の利益剰余金が109,243千円と、現時点では会社法上の分配可能額がない状況です。

配当開始の時期は、中期経営計画（2020年3月期～2024年3月期）達成後の2024年3月期以降を目指しており、当社グループとしては、全社一丸となって計画の達成に尽力していく所存であります。

また、当社では、当社グループ役員及び従業員等に対するインセンティブを目的として新株予約権を発行しております。これらの新株予約権が行使された場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。これらの新株予約権による潜在株式数は当連結会計年度末現在39,500株であり、発行済株式総数3,417,700株の1.16%に相当しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

《経営成績等の状況の概要》

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

（1）財政状態及び経営成績の状況

当社グループは、2019年5月14日に発表した中期経営計画における「短期的な利益追求ではなく、積極的に投資を実行し、さらなる成長と中長期的な企業価値の向上を図る」というコンセプトのもと、当連結会計年度においてCGS事業の主力サービスである「NJS」のさらなる成長・拡大及び新規CGSの創出、CGSのリソース供給源であるクラウドソーシングサービス「シュフティ」のUI・UXの改善、企業のアウトソーシングニーズに対応するBPO事業における受注の改善・拡大に注力いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,480,493千円（前年同期比10.6%増）と堅調に推移した一方で、営業損失は189,147千円（前年同期は429,680千円の営業利益）、経常損失は190,918千円（前年同期は428,523千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は207,368千円（前年同期は257,828千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。当連結会計年度において損失を計上したのは、中期経営計画に掲げた積極投資を各セグメントにおいて実施した結果であります。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

CGS事業 NJS

CGS事業の主力サービスである「NJS」については、営業プロセスの最適化、Webマーケティング施策や各種展示会への積極参加等の施策が奏功し、入札・落札案件情報を閲覧できるウェブサービスの有料契約件数が2020年3月31日時点で3,282社（前期比254社増加）と過去最高の契約数を更新いたしました。加えて、契約期間の長期化やアップセルを重視する事業方針を掲げ注力した結果、当連結会計年度における平均のARPU（一件当たり日割り売上高）は1,164円（前期比4%増加）となる等、順調に成長いたしました。一方で、組織体制変更・強化に伴う人員増強や各種マーケティング施策の実施等により費用も増加いたしました。

また、新型コロナウイルスの影響について、一部業種（イベント、旅行関連等）の入札案件の停止及び一部企業の予算完全凍結に伴う解約が短期的に発生いたしました。当連結会計年度における経営成績に対して大きく影響を与えるものではございませんでした。一方で今後、中期的には民需の減少に危機感を感じる企業からの新規契約が増加傾向になると考えられますので、こちらの影響については2021年3月期の経営成績に影響を及ぼす可能性がございます。

結果として、当連結会計年度におけるCGS事業NJSの売上高は1,350,808千円（前年同期比10.5%増）となり、セグメント利益は425,043千円（前年同期比45.0%減）となりました。

CGS事業 その他

その他の新規CGS事業については、「えんフォト」が卒園アルバム制作サービス「えんアルバム」をリリースする等中期経営計画に掲げる施策を着実に実行いたしました。加えて、クラウドワーカーを活用した電話代行サービス「fondesk」においても通知手段を拡充する等ユーザー利便性の向上を図るなどいたしました。一方で、営業強化・サービス開発/改善等に向けた人員増強およびマーケティング施策の実施等により、費用も増加いたしました。

また、新型コロナウイルスの影響について、「えんフォト」においては保育園・幼稚園の休園や登園自粛要請による写真撮影シーンの減少が売上にネガティブな影響を与えることが考えられますが、当連結会計年度においては、新型コロナウイルス発生前に撮影済みの写真を年度末にかけて販売できたことから、経営成績に大きな影響を与えるものではございませんでした。写真撮影シーンの減少は、非常事態宣言中の短期的なものに止まり、収束後は徐々に回復していくことを見込んでおりますが、継続期間の長さによっては2021年3月期の経営成績に影響が出る可能性がございます。「fondesk」においては各企業の急速なリモートワークの導入を背景に有料契約件数が急増し、この影響は当連結会計年度における売上に寄与いたしました。しかしながらこの急増トレンドは短期的なものであると考えられ、新型コロナウイルスを取り巻く状況が一服した後にいかに急増したユーザーを維持しつつ、事業を拡大させていくことができるかが今後、fondeskが中長期的に成長していくためには重要であると考えております。

結果として、当連結会計年度におけるCGS事業その他の売上高は257,851千円（前年同期比40.5%増）となり、セグメント損失は120,703千円（前連結会計年度は25,009千円の損失）となりました。

BPO事業

BPO事業におきましては、中期経営計画に掲げた営業体制見直し（アップセル提案の強化）が奏功した結果、計画通りの売上高を達成し、また、2019年4月に徳島第一センターが稼働を開始する等、施工体制の見直しも着実に進捗いたしました。一方、働き方改革への対応等によって増加傾向にあった紙文書の電子化需要に対応すべく、徳島第二センター開設の準備を進めたこと等により、費用も増加いたしました。なお、徳島第二センターは2020年4月1日に稼働を開始しております。

また、新型コロナウイルスの影響について、イベント関連案件に係る問い合わせの減少や顧客の一時出勤停止による受注済み案件の停滞などが発生いたしました。これら企業の一時出勤停止は、短期的には売上にネガティブな影響を与えると思われますが、テレワークの普及は中長期的に紙の電子化ニーズが強まると思われ、ポジティブな影響を与えることが予想されます。

結果として、当連結会計年度におけるBPO事業の売上高は839,489千円（前年同期比4.6%増）となり、セグメント利益は33,321千円（前年同期比59.1%減）となりました。

クラウドソーシング事業

クラウドソーシング事業におきましては、約40万人の登録クラウドワーカー数を維持しております。CGSにリソースを供給するためのプラットフォームとしての位置付けのもと、ユーザー利便性を高めるためのサービス改修やカスタマーサポートの強化に継続的に取り組んでおります。

結果として、当連結会計年度におけるクラウドソーシング事業の売上高は32,343千円（前年同期比8.8%減）となり、セグメント損失は131,003千円（前連結会計年度は123,799千円の損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ175,186千円減少し、2,865,001千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは52,098千円の支出（前連結会計年度は431,943千円の収入）となりました。この主な要因は、税金等調整前当期純損失190,918千円の計上、前受金の増加150,262千円、法人税等の支払額173,474千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは81,311千円の支出（前年同期比16.1%減）となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出74,577千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは42,275千円の支出（前連結会計年度は196,771千円の収入）となりました。この主な要因は、長期借入金の返済による支出42,520千円であります。

(3) 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注状況

BPO事業において受注が発生するものの、受注から納品までの期間が短く見込納品額は変動するケースがあるため、受注額の掲載を省略しております。

c. 販売実績

最近2連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
CGS事業 N J S S	1,222,024	1,350,808
CGS事業 その他	183,545	257,851
BPO事業	802,415	839,489
クラウドソーシング事業	35,473	32,343
報告セグメント計	2,243,459	2,480,493
合計	2,243,459	2,480,493

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 最近2連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の販売先がないため、省略しております。

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(財政状態及び経営成績等)

「《経営成績等の状況の概要》 (1) 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(経営成績等に重要な影響を与える要因)

当社グループのCGS事業は、いずれもストック型・サブスクリプション型のビジネスモデルであるため、その契約顧客数及び一顧客当たりの総契約額が経営成績等に重要な影響を与えます。

CGS事業の主力サービスである「NJS」においては、営業体制とプロダクトが抱える課題によって成長が鈍化してきているという認識があります。具体的には、営業体制に関しては、組織構造及び重視するKPI等が適切ではなかったことにより各社内部門が部分最適に陥っておりました。また、プロダクトに関しては、抜本的システム改修がなされていなかったことにより顧客利便性が不十分となっております。これらの課題を解決できるかが、契約顧客数及び一顧客当たりの総契約額に影響を与えます。

BPO事業においては、一般的に利益率が低くなりがちな市場環境において事業を展開しているという課題があります。したがって、利益率の維持・向上に向けた取り組みを一層行っていくことが重要であるという認識があります。

クラウドソーシング事業については、CGSのためのプラットフォームとしての位置付けであり、当面横ばいの業績を見込んでいることから、経営成績等への重要な影響を与える要因はないという認識であります。

その他の経営成績等に重要な影響を与える要因につきましては、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容)

キャッシュ・フローの状況は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当連結会計年度においては、税金等調整前当期純損失を190,918千円計上いたしました。NJSの有料契約件数及び契約期間伸長による前受金の増加150,262千円が営業活動によるキャッシュ・フローに好影響を与えた結果、必要な設備投資(有形固定資産の取得)や長期借入金の返済を行っても尚、現金及び現金同等物の減少額は175,186千円に留まりました。

(資本の財源及び資金の流動性に係る情報)

当社グループは、2017年3月の東証マザーズ上場時に第三者割当増資によって約13億円の資金調達を行いました。また、主力事業であるNJSにおいて、原則として契約金額全額を顧客から前払いで受領していることにより、契約が増加すればするほど貸借対照表上の前受金が増加していくため、正常運転資金は基本的に発生しない財務構造となっております。

これらの要因により、当連結会計年度末時点において、現金および預金が約29億円、有利子負債控除後のネット・キャッシュも約27億円あるなど、新型コロナウイルスの影響で多くの企業において資金繰りが懸念されるなかで、当社の資金の流動性は当面十分であると考えております。

今後、上記資金は、中期経営計画(2020年3月期~2024年3月期)に掲げる各種投資(人材採用・システム開発・広告宣伝等)やM&Aに積極的に投下してまいります。

(3) 重要な会計方針及び見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択、適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

なお、連結財務諸表の作成のための重要な会計基準等は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成の基本となる重要な事項)」に、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載のとおりであります。

(a) 繰延税金資産

将来の利益計画に基づいた課税所得の見積りを行い、将来減算一時差異等に対して繰延税金資産を計上しています。繰延税金資産の回収可能性は、外部の情報源に基づく情報等を含む、決算時点で入手可能な情報や資料に基づき合理的に判断しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、政府・自治体による外出・営業自粛要請が想定以上に長期化した場合など、将来の不確実な経済条件の変動等により、利益計画及び課税所得の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループでは、総額で80,938千円の設備投資を実施いたしました。その主な内容は、BPO事業における徳島第二センター開設にかかる建物附属設備（内装工事等）34,296千円、及び工具、器具及び備品（スキャナー等）37,825千円、ソフトウェア6,558千円があります。なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
			建物附属設備	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	全社（共通）	事務所設備、特許権	18,285	11,613	2,620	335	32,854	17（5）
本社 (東京都中央区)	C G S事業 N J S S	業務にかかるP C、ソフトウェア	-	5,155	1,952	-	7,108	53（13）

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
				建物附属設備	工具、器具 及び備品	ソフトウ エア	その他	合計	
株式会社うるる BPO	本社 (東京都中央区)	BPO事業	業務用ソフト ウェア、ス キャナー等施 工機器他	10,781	10,538	22,231	845	44,397	18（16）
株式会社うるる BPO	徳島センター (徳島県小松島 市)	BPO事業	事務所設備、 スキャナー等 施工機器他	85,001	17,207	456	-	102,664	5（29）

(3) 在外子会社

在外子会社については、記載すべき主要な設備がないため、記載しておりません。

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 本社（株式会社うるるBPO含む）、及び徳島センターは当社グループ以外の者から賃借しており、年間賃借料はそれぞれ、39,276千円、6,000千円、賃借床面積はそれぞれ、1,168㎡、604㎡であります。

4. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）の年間平均人員数を外書しております。

5. 2020年3月31日現在、PT. ULURU BALIは清算中であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,199,200
計	11,199,200

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,417,700	3,417,700	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株で あります。
計	3,417,700	3,417,700	-	-

- (注) 1. 発行済普通株式のうち132,200株は譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権(156,789千円)を出資の目的とする現物出資により発行したものです。
2. 「提出日現在発行数」欄には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2013年1月23日(第1回)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 14
新株予約権の数(個)	165(注)7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,500(注)1、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2015年1月24日 至 2023年1月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50(注)6 資本組入額 25(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、会社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

会社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、取締役会の決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社の取締役、監査役、使用人、社外協力者、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りでない。

普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

なお、新株予約権者は、以下の期間区分に従って、新株予約権の一部または全部を行使するものとする。ただし、取締役会決議により、以下の区分に関係なく新株予約権を行使可能とすることができる。また、権利行使開始日(2015年1月24日以降で上記、の条件を満たした初日)が2020年以降に属する場合は、以下の期間区分にかかわらず、割当てられた新株予約権全部を行使できるものとする。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り上げるものとする。

(a) 権利行使開始日(2015年1月24日以降で上記、の条件を満たした初日)から1年間は、割当てられた新株予約権を行使することができない。

(b) 権利行使開始日(2015年1月24日以降で上記、の条件を満たした初日)から1年を経過した日より、1年間は、割当てられた新株予約権の個数の50%以下とする。

- (c) 権利行使開始日（2015年1月24日以降で上記、の条件を満たした初日）から2年を経過した日から権利行使期間の末日（2023年1月22日）までについては、割当てられた新株予約権個数から(b)の年で行使した個数を減じた個数とする。
4. 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。
5. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を所定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、所定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
6. 2016年8月4日開催の取締役会決議により、2016年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 「新株予約権の数（個）」、「新株予約権の目的となる株式の数（株）」は、付与対象者の権利行使、及び権利喪失等により減じた数を記載しております。
8. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合は、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、前記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する本新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

決議年月日	2014年6月6日(第2回)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 8 社外協力者 1
新株予約権の数(個)	180(注)7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 18,000(注)1、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	260(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2016年6月9日 至 2024年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 260(注)6 資本組入額 130(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、会社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

会社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社の取締役、監査役、使用人、社外協力者、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りでない。

普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

なお、新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記(a)、(b)、(c)において定める期間区分(以下、本期間区分とする。)に従って、その一部または全部を行使するものとする。ただし、取締役会の決議により、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとする。また、権利行使開始日(2016年6月9日以降で上記、の条件を満たした初日)が2021年以降に属する場合は、本期間区分にかかわらず、割当てられた新株予約権全部を行使できるものとする。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り上げるものとする。

(a) 権利行使開始日(2016年6月9日以降で上記、の条件を満たした初日)から1年間は、割当てられた新株予約権を行使することができない。

- (b) 権利行使開始日（2016年6月9日以降で上記 、 、 の条件を満たした初日）から1年を経過した日より、1年間は、割当てられた新株予約権の個数の50%以下とする。
- (c) 権利行使開始日（2016年6月9日以降で上記 、 、 の条件を満たした初日）から2年を経過した日から権利行使期間の末日（2024年4月30日）までについては、割当てられた新株予約権個数から（b）の年で行使した個数を乗じた個数とする。
4. 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。
5. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を所定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、所定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
6. 2016年8月4日開催の取締役会決議により、2016年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 「新株予約権の数（個）」、「新株予約権の目的となる株式の数（株）」は、付与対象者の権利行使、及び権利喪失等により減じた数を記載しております。
8. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合は、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

決議年月日	2015年6月30日(第3回)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5
新株予約権の数(個)	10(注)7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000(注)1、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	870(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2017年7月1日 至 2025年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 870(注)6 資本組入額 435(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、会社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

会社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社の取締役、監査役、使用人、社外協力者、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りでない。

普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

なお、新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記(a)、(b)、(c)において定める期間区分(以下、本期間区分とする。)に従って、その一部または全部を行使するものとする。ただし、取締役会の決議により、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとする。また、権利行使開始日(2017年7月1日以降で上記、の条件を満たした初日)が2021年以降に属する場合は、本期間区分にかかわらず、割当てられた新株予約権全部を行使できるものとする。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り上げるものとする。

(a) 権利行使開始日(2017年7月1日以降で上記、の条件を満たした初日)から1年間は、割当てられた新株予約権を行使することができない。

(b) 権利行使開始日(2017年7月1日以降で上記、の条件を満たした初日)から1年を経過した日より、1年間は、割当てられた新株予約権の個数の50%以下とする。

(c) 権利行使開始日(2017年7月1日以降で上記、の条件を満たした初日)から2年を経過した日から権利行使期間の末日(2025年5月30日)までについては、割当てられた新株予約権個数から(b)の年で行使した個数を乗じた個数とする。

4. 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。

5. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を所定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、所定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 2016年8月4日開催の取締役会決議により、2016年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 「新株予約権の数(個)」、「新株予約権の目的となる株式の数(株)」は、付与対象者の権利行使、及び権利喪失等により減じた数を記載しております。

8. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合は、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

決議年月日	2016年3月17日(第4回)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5
新株予約権の数(個)	40(注)7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,000(注)1、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	870(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2018年3月18日 至 2026年2月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 870(注)6 資本組入額 435(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、会社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

会社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社の取締役、監査役、使用人、社外協力者、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りでない。

普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

なお、新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記(a)、(b)、(c)において定める期間区分(以下、本期間区分とする。)に従って、その一部または全部を行使するものとする。ただし、取締役会の決議により、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとする。また、権利行使開始日(2018年3月18日以降で上記、の条件を満たした初日)が2023年以降に属する場合は、本期間区分にかかわらず、割当てられた新株予約権全部を行使できるものとする。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り上げるものとする。

(a) 権利行使開始日(2018年3月18日以降で上記、の条件を満たした初日)から1年間は、割当てられた新株予約権を行使することができない。

(b) 権利行使開始日(2018年3月18日以降で上記、の条件を満たした初日)から1年を経過した日より、1年間は、割当てられた新株予約権の個数の50%以下とする。

(c) 権利行使開始日(2018年3月18日以降で上記、の条件を満たした初日)から2年を経過した日から権利行使期間の末日(2026年2月17日)までについては、割当てられた新株予約権個数から(b)の年で行使した個数を乗じた個数とする。

4. 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。

5. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を所定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、所定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 2016年8月4日開催の取締役会決議により、2016年8月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の退職等による失効により、「新株予約権の数(個)」、「新株予約権の目的となる株式の数(株)」は、付与対象者の退職等による失効により減じた数を記載しております。

8. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合は、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2015年7月15日 (注)1	普通株式 100	普通株式 19,655 A種優先株式 8,343	4,350	335,163	4,350	317,463
2016年7月29日 (注)2	普通株式 8,343	普通株式 27,998 A種優先株式 8,343	-	335,163	-	317,463
2016年8月4日 (注)3	A種優先株式 8,343	普通株式 27,998	-	335,163	-	317,463
2016年8月25日 (注)4	普通株式 2,771,802	普通株式 2,799,800	-	335,163	-	317,463
2017年3月15日 (注)6	普通株式 250,000	普通株式 3,049,800	345,000	680,163	345,000	662,463
2017年3月30日 (注)7	普通株式 191,300	普通株式 3,241,100	263,994	944,157	263,994	926,457
2018年3月31日 (注)8	普通株式 16,800	普通株式 3,257,900	945	945,102	945	927,402
2018年6月30日 (注)8	普通株式 1,200	普通株式 3,259,100	51	945,153	51	927,453
2018年7月31日 (注)8	普通株式 1,000	普通株式 3,260,100	282	945,435	282	927,735
2018年9月30日 (注)8	普通株式 2,900	普通株式 3,263,000	1,261	946,697	1,261	928,997
2018年12月31日 (注)8	普通株式 3,000	普通株式 3,266,000	75	946,772	75	929,072
2019年3月31日 (注)8	普通株式 14,600	普通株式 3,280,600	974	947,746	974	930,046
2019年7月26日 (注)9	普通株式 132,200	普通株式 3,412,800	78,394	1,026,140	78,394	1,008,440
2019年9月30日 (注)8	普通株式 3,900	普通株式 3,416,700	97	1,026,238	97	1,008,538
2020年3月31日 (注)8	普通株式 1,000	普通株式 3,417,700	25	1,026,263	25	1,008,563

(注)1. 有償第三者割当

普通株式 発行株式数 100株 発行価格 87,000円 資本組入額 43,500円

(割当先)うるる従業員持株会

- 2016年7月29日に、A種優先株主より取得請求を受けたことにより、A種優先株式8,343株を取得し、同数の普通株式を発行しております。
- 2016年8月4日開催の取締役会の決議により、同日付でA種優先株式8,343株の消却を行っております。
- 株式分割(1:100)によるものであります。
- 2016年8月25日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、A種優先株式に関する定款の定めを廃止しております。
- 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 3,000円
引受価額 2,760円
資本組入額 1,380円
- 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
割当価格 2,760円
資本組入額 1,380円
割当先 野村證券株式会社
- 新株予約権の行使による増加であります。

9. 譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。

発行価格 1,186円
資本組入額 593円
割当先 当社取締役（社外取締役を除く）6名、当社執行役員4名

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	5	19	28	23	2	1,829	1,906	-
所有株式数（単元）	-	2,205	1,337	6,580	2,080	4	21,958	34,164	1,300
所有株式数の割合（%）	-	6.45	3.91	19.26	6.09	0.01	64.27	100.00	-

(注) 1. 自己株式101株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に1株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
星 知也	東京都渋谷区	645,200	18.87
株式会社エアーズロック	千葉県茂原市箕輪580	330,000	9.65
株式会社ブロードピーク	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	247,300	7.23
桶山 雄平	東京都中央区	214,300	6.27
五味 大輔	長野県松本市	140,000	4.09
鈴木 尚	東京都中野区	105,400	3.08
長屋 洋介	千葉県船橋市	99,500	2.91
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6日本生命証券管理部内	95,000	2.77
小林 伸輔	東京都中央区	92,000	2.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	86,800	2.53
計	-	2,055,500	60.14

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）86,800株

2. 前事業年度において主要株主であった株式会社エアーズロック及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）は当事業年度末現在で主要株主ではなくなりました。なお、株式会社エアーズロックは、当社代表取締役星知也及びその親族が株式を保有する資産管理会社であります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,416,300	34,163	-
単元未満株式	普通株式 1,300	-	-
発行済株式総数	3,417,700	-	-
総株主の議決権	-	34,163	-

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社うるる	東京都中央区晴海三丁目12番1号KDX晴海ビル9F	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注) 当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)」の欄に含まれております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式

- (1)【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	101	-	101	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、2019年5月14日に公表した中期経営計画(2020年3月期～2024年3月期)において発表いたしましたとおり、同中期計画達成後の2024年3月期以降からの配当開始を目指しております。当社は現在成長途上にあり、主力事業であるNJS及び新規CGSの投資余地が大きいことに加え、2020年3月期末時点における利益剰余金が109,243千円と、現時点では配当原資がないことが理由であります。同中期経営計画の達成を通じて、経営基盤の強化と株主への利益還元の両立を目指していく所存であります。

当社は、剰余金の配当を行う場合は、中間配当と期末配当の年2回行うことを基本的な方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

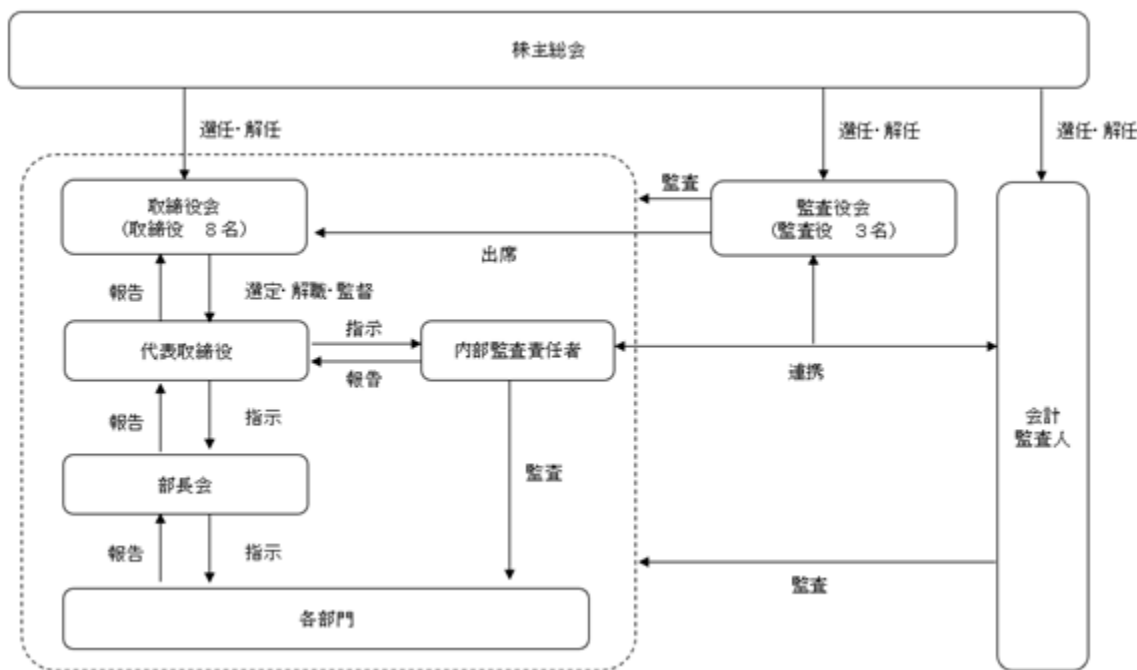
当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は、企業価値の中長期的な拡大と株主重視の立場に立って経営の健全性の確保と透明性を高めることであると認識しております。そのために、財務の健全性を追求すること、迅速且つ適切な情報開示を実施すること、取締役及び監査役がそれぞれ独立性を保ち業務執行及び監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。また、コーポレート・ガバナンスの効果を上げるため、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、徹底したコンプライアンス重視の意識の強化とその定着を全社的に推進してまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

《企業統治の体制の概要》

当社は監査役制度を採用しており、以下の体制により経営の運営、法令及び定款の適合の確認を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



イ 取締役会

取締役会は、常勤の取締役6名（星知也/代表取締役社長・桶山雄平・長屋洋介・小林伸輔・近藤浩計・渡邊貴彦）と非常勤の社外取締役2名（市川貴弘・松岡剛志）で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催することになっております。取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。

ロ 監査役及び監査役会

監査役会は、常勤監査役1名（鈴木秀和）と非常勤社外監査役2名（鈴木規央・松永昌之）で構成されております。監査役会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役監査規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役からの取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。また、監査役は定時取締役会並びに臨時取締役会及び戦略決定会議といった重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議されており、取締役会に対する監査指摘事項の提出がされております。

ハ 部長会

部長会は、取締役・執行役員及び各部部长以上の責任者等で構成されております。部長会は、原則として月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催いたします。部長会は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、各部門の情報共有と意見交換の場として、活発な議論を交換しております。

《当該体制を採用する理由》

当社は、透明性の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監査に対応できる体制の構築を図るため、当該体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において「内部統制システム整備基本方針」を決議し、この基本方針に基づいて内部統制システムを整備するとともに、運営の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部牽制機能が有効に機能していることを確認するために、内部監査を実施しております。監査役会、会計監査人と連携し、監査の実効性を確保しております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を構築し、コンプライアンスの遵守を実現するために、全社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行ってまいりました。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、社内規程、マニュアルに沿った運用の徹底に力を注いでおります。

経営を取り巻く各種リスクについては、代表取締役社長を中心として、各部門責任者のモニタリングによって行っており、特に重要なリスク管理は取締役会にて報告され、取締役、監査役による協議を行っております。

また、社内の役員及び社外の法律専門家を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

なお、法令遵守体制の構築及び実践を目的として「コンプライアンス規程」を定め、役員及び従業員の法令遵守を義務付けております。

・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、『人のチカラで世界を便利に』をビジョンに掲げ、この実現のために法令及び定款を遵守して事業を推進いたします。

当社グループは、役員及び従業員が法令及び定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内規程を整備し、周知のために社内研修を実施し、社内規程に則した業務遂行の徹底に努めてまいります。

当社グループは、事業の発展の前提としてコンプライアンスが最優先事項であると位置づけ、その基本原則を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、これを全社的に実践することで、全ての役員及び従業員に対して法令遵守を義務付けます。

当社グループの役員または従業員が当社グループ内において法令または定款、その他社内規程に反する行為を発見した場合には、代表取締役、取締役、人事総務部責任者又は内部通報窓口である法律専門家のいずれかに直接通報するものとし、早期に把握と対応が可能な体制を構築しております。なお、通報者の匿名性の確保、その他当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないよう保護される制度としております。

当社代表取締役社長によって指名された内部監査室長は、当社グループ各部門を監査して法令及び定款の遵守について確認を行い、内部監査の結果を社長に報告いたします。

財務報告の適正性を確保するために、経理及び決算業務に関する規程の制定のほか、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、運用を行います。また、每期これらの状況を評価し、不備の有無を確認し必要な改善を図ってまいります。

当社グループは反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに抵抗いたします。全ての役員及び従業員は、当社グループの定める反社会的勢力対応規程やマニュアルに基づき反社会的勢力の排除に向けて行動いたします。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会議事録、取締役が職務の執行において意思決定を行った稟議書等の記録文書（電磁的記録を含む）、その他重要な情報の保存は、法令及び「文書管理規程」に基づき適正に保存いたします。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの事業を取り巻く損失の危険（リスク）の把握と対応のために「リスク管理規程」を整備し、顕在化したリスクあるいは潜在的なリスクに対して対応を検討します。

各部門においては日常的に自部門に係るリスクの把握に努め、当該リスク情報は毎月開催する部長会での部門責任者による報告を通じて社内で共有を図り、必要な対応を講じます。重要なリスクについては取締役会において対策を協議し、適時、実効性のある対策及び再発防止策を実行いたします。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、当社グループ事業運営上の重要な事案について迅速に意思決定を行います。

業務意思決定に関する権限を「職務権限規程」に基づいて各職位に適切に付与し、効率的な業務執行を行います。

毎月、取締役及び各部門責任者が出席する部長会を開催して各部門の業務執行状況の情報報告を行い、取締役の職務執行に必要な情報の集中を図ります。その他、日常的な業務報告についても社内共有を行うための手段を構築します。

・当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行います。

当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行います。

当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行います。

主管部門は、主管する子会社がその業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援します。

当社グループにおける業務の適正を確保するため、内部監査室及び監査役は、業務の適正に関する当社グループの監査を行います。

当社は、当社グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図ります。

・監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役の要請内容に応じて取締役が人選を行い、監査役による同意をもって適切な人員を配置いたします。

監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとし、人事評価や異動、処分を行う際には、必要に応じて監査役の同意を要するものとします。

監査役から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務に関して取締役その他従業員からは指示を受けないものとし、監査役及び監査役会からの指示のみに服するものとします。

・取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。また、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、または法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、速やかに監査役会へ報告することとしております。これらの報告をした者に対し、監査役への報告を理由として不利な処遇をすることは一切行いません。

・監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会に毎回出席し、議事に対して必要な意見を述べるほか、取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。

当社グループ各部門の業務状況について日常的な部門監査を通じて確認するほか、内部監査室長からの報告受領、また、監査法人から会計監査についての報告を受け必要な意見交換を適宜行い、監査の実効性を確保します。

各監査役は毎月定期的に、また必要に応じて随時会議を行い、決議すべき事項の決定のほか、それぞれの監査役監査の状況について報告し、問題点の有無や重点監査項目の検討等を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上を図ります。

監査役または監査役会がその職務の執行のために必要となる費用または債務を、前払いまたは精算等により当社グループに請求した際には、当該請求が職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかにこれを処理するものとします。

・財務報告の信頼性を確保するための体制

代表取締役は、日本国において一般に公正妥当と認められる諸規則に準拠した財務報告を行うために、財務報告に係る内部統制システムを構築し、財務報告の信頼性を確保する。

当社グループの財務部門責任者は、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを主管し、重要な勘定科目と財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を監査法人と協議の上決定する。

代表取締役は、当社グループの財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を、リスク評価を実施の上、文書化し、その運用を監査する。

責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金2,000万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

取締役会で決議することができる株主総会決議事項

・取締役及び監査役の責任免除

当社では、会社法第426条第1項に基づき、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

・中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

・自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これらは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	星 知也	1976年10月1日生	1995年10月 株式会社テレマーカー 入社 1999年4月 シーズングローバルワークス株式会社 入社 2003年10月 当社 代表取締役社長就任(現任) 2013年5月 PT. ULURU BALI 監査役就任	(注)3	645,200
取締役副社長	桶山 雄平	1980年9月29日生	2005年5月 当社 入社 2005年11月 当社 監査役就任 2010年10月 当社 取締役副社長就任(現任) 2014年10月 株式会社うるるBPO 代表取締役社長就任(現任) 2015年4月 当社 取締役副社長管理本部長就任	(注)3	214,300
取締役 シュフティ事業担当役員	長屋 洋介	1978年10月31日生	2002年4月 株式会社野村総合研究所 入社 2005年5月 株式会社ブロードテック 入社 2010年10月 当社 取締役就任 2015年4月 当社 取締役第2事業本部長就任 2016年4月 株式会社うるるBPO 代表取締役副社長就任 2019年4月 当社 取締役シュフティ事業担当役員就任(現任)	(注)3	99,500
取締役 採用・広報担当役員	小林 伸輔	1980年7月27日生	2003年4月 学校法人日本航空学園 入社 2006年4月 株式会社アルバイトタイムス 入社 2007年11月 当社 入社 2010年10月 当社 取締役就任 2015年4月 当社 取締役第1事業本部長就任 2017年4月 当社 取締役PR/人事戦略推進担当就任 2018年4月 当社 当社取締役人事本部長就任 2019年4月 当社 取締役採用・広報担当役員就任(現任)	(注)3	92,000
取締役 財務経理担当役員	近藤 浩計	1983年3月6日生	2005年4月 商工組合中央金庫(現 株式会社商工組合中央金庫)入庫 2009年2月 独立行政法人中小企業基盤整備機構入社 2010年10月 みずほコーポレートアドバイザリー株式会社入社 2014年2月 中国信託商業銀行股份有限公司入社 2015年4月 当社 入社 2018年2月 当社 執行役員管理本部長就任 2018年6月 当社 取締役管理本部長就任 2019年4月 当社 取締役財務経理担当役員就任(現任)	(注)3	11,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 N J S S 事業担当役員	渡邊 貴彦	1984年11月7日生	2007年4月 株式会社アルバイトタイムス 入社 2010年1月 当社入社 2012年4月 当社N J S S 事業部長就任 2017年4月 当社執行役員第1事業本部長 兼新規事業開発部長就任 2019年4月 当社執行役員N J S S 事業担 当兼N J S S 事業部長就任 2019年6月 当社取締役N J S S 事業担当 役員就任(現任)	(注)3	26,200
取締役	市川 貴弘	1977年7月25日生	2002年4月 大和証券エスエムビーシー株 式会社(現 大和証券株式会 社) 入社 2006年2月 バリュウ・フィールド株式会 社 設立 代表取締役就任 (現任) 2007年3月 市川貴弘税理士事務所 開 所 代表就任 2007年12月 市川貴弘行政書士事務所 開 所 代表就任(現任) 2008年2月 ファン・バリュウ株式会 社 設立 代表取締役就任(現 任) 2008年10月 税理士法人市川会計 設立 代表社員就任(現任) 2013年5月 オーマイグラス株式会社 監 査役就任(現任) 2014年10月 株式会社ウィルワークス 設 立 取締役就任 2015年4月 株式会社Stardust Communications 監査役就任 (現任) 2015年5月 株式会社BearTail 監査役就 任(現任) 2015年12月 株式会社trippiece 監査役 就任 2016年1月 株式会社Wondershake 監査 役就任 2016年6月 当社 取締役就任(現任) 2017年6月 株式会社ライフスタイルデザ イン(現 株式会社FABRIC TOKYO) 監査役就任(現任)	(注)3	1,000
取締役	松岡 剛志	1977年10月7日	2001年4月 ヤフー株式会社入社 2007年12月 株式会社ミクシィ入社 2012年7月 株式会社ミクシィ執行役員最 高技術責任者・システム本部 長就任 2013年6月 株式会社ミクシィ取締役最高 技術責任者就任 2015年4月 株式会社Vibar最高技術責任 者就任 2016年6月 株式会社レクター設立 代表 取締役社長就任(現任) 2018年6月 当社 取締役就任(現任)	(注)3	2,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	鈴木 秀和	1962年7月28日生	1986年12月 株式会社アルバイトタイムス 入社 1995年10月 同社 取締役就任 1999年4月 同社 代表取締役社長就任 2008年5月 株式会社QLife 取締役就任 2009年6月 同社 監査役就任 2010年5月 当社 取締役就任 2011年5月 ディップ株式会社 取締役就任 2014年6月 株式会社エーピーシーズ 取締役就任 2014年12月 当社 監査役就任(現任) 2017年10月 株式会社アルト 取締役就任(現任) 2018年11月 株式会社AIメディカルサービス 取締役監査等委員就任(現任)	(注)4	2,300
監査役	鈴木 規央	1971年6月8日生	1993年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入社 2002年4月 パートナース国際会計事務所 入社 2006年10月 シティユーワ法律事務所 入所(弁護士・公認会計士) 2014年12月 当社 監査役就任(現任) 2015年6月 株式会社ソフィアホールディングス 社外取締役就任 2018年1月 渥美酒井法律事務所・外国法共同事業 入所(弁護士・公認会計士)(現任) 2018年11月 株式会社トリプルアイズ 社外監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	松永 昌之	1986年11月15日生	2013年12月 弁護士登録 2014年1月 東京丸の内法律事務所入所 2018年2月 法律事務所ZeLo・外国法共同事業入所(現任) 2019年4月 株式会社ムスカ社外監査役就任(現任) 2019年6月 当社 監査役就任(現任)	(注)4	-
計					1,093,700

- (注) 1. 取締役市川貴弘、松岡剛志は、社外取締役であります。
2. 監査役鈴木規央、松永昌之は、社外監査役であります。
3. 2020年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2020年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、法令に定める監査役の数に欠ける場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役2名を専任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
植村 智幸	1972年2月2日生	1994年4月 三菱商事株式会社入社 2000年3月 株式会社マッキンゼーエリクソン入社 2002年1月 株式会社電通入社 2007年1月 株式会社アイデア設立 代表取締役就任 2012年10月 当社監査役就任 2014年7月 株式会社アルト設立 代表取締役就任(現任) 2017年11月 株式会社日本創発グループ取締役就任	-
岩崎 三奈	1977年10月6日生	2006年12月 あらた監査法人(現 PwCあらた有限責任監査法人) 入所 2018年11月 株式会社AIメディカルサービス取締役監査等委員 2018年11月 岩崎三奈公認会計士事務所 代表(現任)	-

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役市川貴弘及び松岡剛志、社外監査役鈴木規央と当社との間には、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、松永昌之氏が所属している法律事務所ZeLo・外国法共同事業との間に顧問契約を締結しております。なお、顧問料は月額366,667円(税込み)であります。

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準を設け、その基準を満たすことに加え、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べていただける方を選任することを基本的な考え方としております。

社外取締役市川貴弘は、税理士として、税務・会計に関する相当程度の知見を有するため選任しております。

社外取締役松岡剛志は、インターネットを利用したサービス分野における豊富な経験と幅広い見識を有するため専任しております。

社外監査役鈴木規央は、弁護士及び公認会計士として、法務及び財務・会計に関する相当程度の知見を有するため選任しております。

社外監査役松永昌之は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有するため選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役が、取締役会等に付議される事項について十分な検討を行い、より効果的な意見を提言できるよう、事前に資料を提出する体制をとっております。

また、取締役会前後の機会等を活用し、社外取締役と社外監査役の連携や情報交換を図り、会計監査人が監査役に対し監査結果の報告を行った内容は速やかに社外取締役に共有するなどして、社外取締役と監査役及び会計監査人の情報共有や相互連携を深めております。

また、社外監査役は、内部監査室及び会計監査人とは、必要に応じ取締役及び常勤監査役を通じて、または直接に監査結果についての説明・報告を受けるとともに積極的に情報交換を行う等、連携して監査の実効性を高めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、3名の監査役（鈴木秀和・鈴木規央・松永昌之）による監査役会を月1回開催する他、監査計画に基づき、取締役会への出席、常勤監査役による重要会議出席、決裁書類の閲覧等を行っており、取締役及び各部門の業務遂行につき監査を行っております。

なお、監査役鈴木秀和は2010年5月から2014年12月まで当社の取締役として管理部門を管掌しておりました。監査役鈴木規央は弁護士及び公認会計士として法務及び財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役松永昌之は弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において監査役会を月1回以上開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
鈴木 秀和	当事業年度監査役会開催回数：14回	14回
鈴木 規央	当事業年度監査役会開催回数：14回	14回
松永 昌之	監査役就任以降監査役会開催回数：12回	12回

(注) 松永昌之は、2019年6月に監査役に就任いたしました。

監査役会における主な検討事項として、経営課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。また、監査役会はいつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができるものとしております。さらに、必要に応じて特定の事案に関する調査委員会を監査役会が中心となり発足し、当該事案に関するコンプライアンス等に関する調査を実施しております。

また、常勤監査役の活動として、取締役会の他、社内重要会議に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っていることに加え、監査法人や内部監査室と連携した監査、当社グループの全ての部署の内部監査の状況の確認を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、当社は会社組織が比較的小さく、人員に限りがあることから、監査、報告の独立性を確保した上で、専任の責任者1名（内部監査室長）と担当者1名の合計2名を内部監査室に配属しております。内部監査室は、監査役及び会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。内部監査室と監査法人は、期初に相互の監査計画の共有、期末に期末監査の結果について情報及び意見交換を行っており、内部統制に関する事項、その他の個別の課題については、必要に応じ適宜ミーティングを実施しております。内部監査室長は、代表取締役の確認を受けた監査結果及び改善事項を被監査部門に通知し、改善状況の確認を行っております。

また、監査役監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果について内部監査室長が常勤監査役に内部監査の実施の都度報告し、意見交換をしております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

6年間

c. 業務を執行した公認会計士

榎田 達也

西口 昌宏

d. 会計監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者等2名、その他15名であります。

e . 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人として必要とされる専門性、独立性、品質管理体制、並びに当社グループの事業への深い理解の有無が、監査法人の選定において重要であると考えております。これらの基準を総合的に勘案した結果、EY新日本有限責任監査法人がこれらの基準を十分に満たしていると判断したため、同監査法人を会計監査人に選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

f . 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。

この評価については、会計監査人との意見交換及び指摘協議事項の有無並びに会計監査人から受領する監査結果説明書の内容等を総合的に判断しております。

会計報酬の内容等

a . 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	18,000	-	28,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	18,000	-	28,000	-

b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a . を除く)

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査公認会計士等より提示される監査計画が、監査日数、当社グループの規模・業務の特性等の要素を勘案して妥当であるかを踏まえ、判断・決定しております。

e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠、ならびに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び同条第2項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は、固定報酬に加え、取締役（社外取締役を除く）を対象とした3種類の株式報酬、具体的には、非業績連動型の 勤務条件型譲渡制限付株式報酬、業績連動型の 中期業績条件型譲渡制限付株式報酬、長期業績条件型譲渡制限付株式報酬、により構成されています。

固定報酬に関する株主総会の決議日は2018年6月27日であり、決議の内容は、年額2億円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）であり、その範囲内で、各役員の職務と責任及び実績・成果等に応じて代表取締役社長が報酬等の額を決定しております。

上記～に関する株主総会の決議日は2019年6月26日であり、決議の内容は、上記につき年額56,000,000円以内、上記につき2020年3月期事業年度から2022年3月期事業年度までの3事業年度に関し68,000,000円以内、上記につき2020年3月期事業年度から2024年3月期事業年度までの5事業年度に関し124,000,000円以内、であり、各取締役への具体的な配分については取締役会において決定することとしております。

また、株式報酬は上記～いずれも、所定の指標または条件を満たした場合に譲渡制限を解除することとしており、その指標または条件は、上記は3年間以上の取締役在任、上記は3年間以上の取締役在任に加え、中期経営計画に定める2022年3月期事業年度連結売上高33億円以上の達成、上記は5年間以上の取締役在任に加え、中期経営計画に定める2024年3月期事業年度連結E B I T D A 15億円以上（連結E B I T D A = 連結営業利益 + 連結減価償却費 + 連結のれん償却費）の達成としております。

当該指標または条件を選択した理由は、上記については当社株式保有比率が低い取締役に対して企業価値向上に向けたインセンティブを付与する、上記及びについては中期経営計画の達成に向けたインセンティブを付与するという観点から、適切な指標または条件であると判断したためです。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	勤務条件型譲 渡制限付株式 報酬	中期業績条件 型譲渡制限付 株式報酬	長期業績条件 型譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を 除く)	114,537	94,988	4,981	7,204	7,363	6
監査役 (社外監査役を 除く)	8,400	8,400	-	-	-	1
社外役員	12,600	12,600	-	-	-	5

(注) 上表の報酬等の額以外に取締役1名に対して子会社である株式会社うるるBPOにおいて当事業年度に係る報酬等の額14,422千円（譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額5,824千円を含む）が計上されております。

役員ごとの連結報酬等の総額

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

保有目的が取引先との取引関係強化等を目的とした株式を純投資目的以外の投資株式に、保有目的が株価値上がり等による利益確保を目的とした株式を純投資目的の投資株式に区分するという基準及び考え方を設けております。

なお、当社が所有する株式は、純投資目的以外の投資株式のみであります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針)

今後も当社が持続的な成長を続けていくためには、様々な企業との協力関係が必要不可欠であることから、中長期視点から当社の企業価値向上に資すると認められる株式については、政策保有株式として保有いたします。

また、定期的に保有の妥当性について検討します。保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、その処分・縮減を必要に応じて検討いたします。

(保有の合理性を検証する方法)

個別銘柄毎に、配当利回りや当社との事業上の取引関係等を総合的に勘案し、検証しております。

(個別銘柄の保有の適否に関する検証の内容)

上記検証方法により検証した結果、当連結会計年度末において保有する銘柄について、保有の合理性があると判断しております。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	500
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等の行う研修へ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,065,208	2,890,024
売掛金	160,532	190,808
仕掛品	19,116	3,822
未収還付法人税等	-	43,933
その他	83,336	160,823
貸倒引当金	1,314	1,515
流動資産合計	3,326,879	3,287,896
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	117,401	153,956
工具、器具及び備品	73,518	105,782
その他	2,668	2,668
減価償却累計額	73,611	98,700
有形固定資産合計	119,978	163,707
無形固定資産		
ソフトウェア	27,522	26,858
その他	1,156	996
無形固定資産合計	28,679	27,855
投資その他の資産		
繰延税金資産	9,156	9,500
敷金及び保証金	34,448	31,467
長期前払費用	9	91,953
その他	608	500
投資その他の資産合計	44,222	133,420
固定資産合計	192,879	324,983
資産合計	3,519,759	3,612,880

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	66,859	76,505
1年内返済予定の長期借入金	42,520	40,280
未払金	116,581	211,765
未払費用	94,610	133,477
未払法人税等	118,307	-
前受金	541,685	691,948
預り金	144,639	156,156
その他	19,600	15,528
流動負債合計	1,144,805	1,325,663
固定負債		
長期借入金	159,720	119,440
その他	10,923	13,248
固定負債合計	170,643	132,688
負債合計	1,315,448	1,458,351
純資産の部		
株主資本		
資本金	947,746	1,026,263
資本剰余金	930,046	1,008,563
利益剰余金	329,250	121,881
自己株式	228	228
株主資本合計	2,206,814	2,156,479
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	2,644	2,123
その他の包括利益累計額合計	2,644	2,123
非支配株主持分	140	171
純資産合計	2,204,311	2,154,528
負債純資産合計	3,519,759	3,612,880

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	2,243,459	2,480,493
売上原価	713,635	812,540
売上総利益	1,529,823	1,667,952
販売費及び一般管理費	1,100,143	1,857,099
営業利益又は営業損失()	429,680	189,147
営業外収益		
受取利息	64	70
ポイント収入額	210	150
債務免除益	489	-
還付加算金	-	100
保険解約返戻金	-	54
キャッシュレス還元収入額	-	82
その他	-	40
営業外収益合計	763	498
営業外費用		
支払利息	389	740
為替差損	1,250	202
株式交付費	-	1,326
雑損失	280	-
営業外費用合計	1,920	2,269
経常利益又は経常損失()	428,523	190,918
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	428,523	190,918
法人税、住民税及び事業税	131,870	15,462
法人税等調整額	38,814	960
法人税等合計	170,684	16,422
当期純利益又は当期純損失()	257,839	207,340
非支配株主に帰属する当期純利益	10	28
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	257,828	207,368

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	257,839	207,340
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,299	520
その他の包括利益合計	1,299	520
包括利益	256,540	206,820
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	256,542	206,854
非支配株主に係る包括利益	2	33

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	945,102	927,402	71,422	-	1,943,926	1,358	1,358	157	1,942,725
当期変動額									
新株の発行 （新株予約権の行使）	2,644	2,644			5,288				5,288
親会社株主に帰属する 当期純利益			257,828		257,828				257,828
自己株式の取得				228	228				228
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						1,286	1,286	17	1,303
当期変動額合計	2,644	2,644	257,828	228	262,888	1,286	1,286	17	261,585
当期末残高	947,746	930,046	329,250	228	2,206,814	2,644	2,644	140	2,204,311

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	947,746	930,046	329,250	228	2,206,814	2,644	2,644	140	2,204,311
当期変動額									
新株の発行 （新株予約権の行使）	122	122			245				245
新株の発行 （譲渡制限付株式報酬）	78,394	78,394			156,789				156,789
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			207,368		207,368				207,368
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						520	520	31	552
当期変動額合計	78,517	78,517	207,368	-	50,334	520	520	31	49,782
当期末残高	1,026,263	1,008,563	121,881	228	2,156,479	2,123	2,123	171	2,154,528

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	428,523	190,918
減価償却費	21,986	36,736
株式報酬費用	-	27,969
貸倒引当金の増減額(は減少)	469	201
受取利息	64	70
支払利息	389	740
売上債権の増減額(は増加)	50,499	30,262
たな卸資産の増減額(は増加)	15,175	15,294
仕入債務の増減額(は減少)	2,990	9,646
前受金の増減額(は減少)	67,163	150,262
その他	21,746	102,446
小計	477,530	122,046
利息の受取額	64	70
利息の支払額	389	740
法人税等の支払額	58,257	173,474
法人税等の還付額	12,996	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	431,943	52,098
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	53,258	74,577
無形固定資産の取得による支出	26,177	6,558
その他	17,421	176
投資活動によるキャッシュ・フロー	96,857	81,311
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	200,000	-
長期借入金の返済による支出	8,288	42,520
新株予約権の行使による株式の発行による収入	5,288	245
その他	228	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	196,771	42,275
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,058	498
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	530,798	175,186
現金及び現金同等物の期首残高	2,509,388	3,040,187
現金及び現金同等物の期末残高	3,040,187	2,865,001

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

株式会社うるる B P O

PT. ULURU BALI

(注) 2020年3月31日現在、PT. ULURU BALIは清算中であります。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、下記のとおりとなっております。

株式会社うるる B P O 3月31日

PT. ULURU BALI 12月31日

連結財務諸表の作成に当たっては、12月31日を決算日とする子会社については、同決算日現在の財務諸表を使用しております。連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

評価基準は個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・ 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・ 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・ 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・ 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・ 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・ 「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・ 「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IFAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

4. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「長期前払費用」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた617千円は、「長期前払費用」9千円、「その他」608千円として組み替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大による取引先の営業自粛に起因する一部セグメントの売上高等の減少が発生するものの、2020年7月以降、または2021年4月以降には当該状況が概ね正常化していくなどの仮定を置き、2020年3月期の繰延税金資産の回収可能性の見積りを行っております。

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料及び手当	314,445千円	413,319千円
広告宣伝費	95,573千円	321,087千円
業務委託費	97,800千円	252,544千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
為替換算調整勘定:		
当期発生額	1,299千円	520千円
その他の包括利益合計	1,299	520

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	3,257,900	22,700	-	3,280,600
合計	3,257,900	22,700	-	3,280,600
自己株式				
普通株式(注)2	-	101	-	101
合計	-	101	-	101

(注) (変動事由の概要)

1. 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。
新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 22,700株
2. 自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取りによる増加 101株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	3,280,600	137,100	-	3,417,700
合計	3,280,600	137,100	-	3,417,700
自己株式				
普通株式	101	-	-	101
合計	101	-	-	101

(注) (変動事由の概要)

1. 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。
譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加 132,200株
新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 4,900株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	3,065,208千円	2,890,024千円
預入期間が3か月を超える定期預金	25,020	25,022
現金及び現金同等物	3,040,187	2,865,001

[重要な非資金取引の内容]

譲渡制限付株式報酬に関するもの

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
譲渡制限付株式報酬としての 新株の発行による資本金増加額	-	78,394千円
譲渡制限付株式報酬としての 新株の発行による資本準備金増加額	-	78,394

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけその流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入及び株式発行により行う方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は、決算日後最長で4年後であります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,065,208	3,065,208	-
(2) 売掛金	160,532		
貸倒引当金(*1)	1,314		
	159,218	159,218	-
資産計	3,224,426	3,224,426	-
(1) 買掛金	66,859	66,859	-
(2) 未払金	116,581	116,581	-
(3) 長期借入金(*2)	202,240	202,240	-
負債計	385,681	385,681	-

(*1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,890,024	2,890,024	-
(2) 売掛金	190,808		
貸倒引当金(*1)	1,515		
	189,292	189,292	-
資産計	3,079,316	3,079,316	-
(1) 買掛金	76,505	76,505	-
(2) 未払金	211,765	211,765	-
(3) 長期借入金(*2)	159,720	159,720	-
負債計	447,991	447,991	-

(*1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

借入金は市場金利に連動する変動金利によって調達されていることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	3,064,731	-	-	-
売掛金	160,532	-	-	-
合計	3,225,263	-	-	-

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,889,676	-	-	-
売掛金	190,808	-	-	-
合計	3,080,484	-	-	-

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	42,520	40,280	40,280	40,280	38,880	-
合計	42,520	40,280	40,280	40,280	38,880	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	40,280	40,280	40,280	38,880	-	-
合計	40,280	40,280	40,280	38,880	-	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

当連結会計年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年8月25日に1株を100株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 14名	当社取締役 1名 当社従業員 8名 社外協力者 1名	当社従業員 5名	当社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 50,000株	普通株式 31,500株	普通株式 13,800株	普通株式 10,500株
付与日	2013年1月25日	2014年6月11日	2015年7月15日	2016年3月18日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社の取締役、監査役、使用人、社外協力者、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会の決議により正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めておりません。	同左	同左	同左
権利行使期間	2015年1月24日から 2023年1月22日まで	2016年6月9日から 2024年4月30日まで	2017年7月1日から 2025年5月30日まで	2018年3月18日から 2026年2月17日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年8月25日に1株を100株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計 年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残				
権利確定後 (株)				
前連結会計 年度末	21,400	18,000	1,000	4,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	4,900	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	16,500	18,000	1,000	4,000

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	50	260	870	870
行使時平均株 価 (円)	1,207	-	-	-
付与日におけ る公正な評価 (円) 単価	-	-	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は、付与日において未公開企業であるため、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価を合理的に見積もることができないことから、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法はディスカウント・キャッシュ・フロー方式によっております。なお、算定の結果、付与時点における単位当たりの本源的価値はゼロであるため、公正な評価単価は記載しておりません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	35,175千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	5,669千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	9,097千円	1,712千円
未払賞与	8,888	14,672
減価償却超過額	59,160	100,745
株式報酬費用否認	-	1,975
繰越欠損金 (注) 2	-	18,159
その他	10,083	12,099
繰延税金資産小計	87,230	149,364
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金 (注) 2	-	18,159
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	74,325	117,868
評価性引当額小計 (注) 1	74,325	136,027
繰延税金資産合計	12,905	13,336
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	3,748	3,495
未収事業税	-	1,644
繰延税金負債合計	3,748	5,140
繰延税金資産純額	9,156	8,196

(注) 1. 評価性引当金が61,702千円増加しています。この主な内容は、ソフトウェアの減価償却超過額、当社及び子会社であるPT. ULURU BALIの繰越欠損金により生じた繰延税金資産に対する評価性引当金によるものであります

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度 (2020年3月31日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	-	18,159	18,159
評価性引当額	-	-	-	-	-	18,159	18,159
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	- %
交際費等税効果を有しない申告調整項目	0.6%	- %
評価性引当額の増減	7.4%	- %
税額控除	-	- %
住民税均等割	0.6%	- %
株式報酬費用	-	- %
その他	0.7%	- %
税金費用の実際負担率	39.8%	- %

(注) 当連結会計年度は税金等調整前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1, 2	連結財務諸 表計上額 (注)4
	C G S事業 N J S S	C G S事業 その他	B P O事業	クラウド ソーシング 事業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	1,222,024	183,545	802,415	35,473	2,243,459	-	2,243,459
セグメント間の 内部売上高又は振替高	16,731	10,454	6,730	2,519	36,437	36,437	-
計	1,238,756	194,000	809,146	37,993	2,279,896	36,437	2,243,459
セグメント利益 又は損失()	772,691	25,009	81,458	123,799	705,341	275,661	429,680
その他の項目							
減価償却費	2,823	425	11,266	266	14,781	7,205	21,986

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額 275,661千円は、セグメント間取引消去 307千円、各報告セグメントに配分していない全社費用(主に販売費及び一般管理費) 275,353千円であります。

2. 減価償却費の調整額7,205千円は、セグメント間取引消去 475千円、各報告セグメントに配分していない全社費用7,681千円であります。

3. セグメント資産及び負債については、資産及び負債に関する情報が最高意思決定機関に対して定期的に提供されておらず、また業績評価の対象となっていないため記載しておりません。

4. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1, 2	連結財務諸 表計上額 (注) 4
	C G S事業 N J S S	C G S事業 その他	B P O事業	クラウド ソーシング 事業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	1,350,808	257,851	839,489	32,343	2,480,493	-	2,480,493
セグメント間の 内部売上高又は振替高	714	-	17,148	2,852	20,715	20,715	-
計	1,351,523	257,851	856,637	35,196	2,501,208	20,715	2,480,493
セグメント利益 又は損失（ ）	425,043	120,703	33,321	131,003	206,658	395,806	189,147
その他の項目							
減価償却費	4,094	1,490	22,153	945	28,684	8,052	36,736

- (注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 395,806千円は、セグメント間取引消去252千円、各報告セグメントに配分していない全社費用（主に販売費及び一般管理費） 396,058千円であります。
2. 減価償却費の調整額8,052千円は、セグメント間取引消去 219千円、各報告セグメントに配分していない全社費用8,271千円であります。
3. セグメント資産及び負債については、資産及び負債に関する情報が最高意思決定機関に対して定期的に提供されておらず、また業績評価の対象となっていないため記載しておりません。
4. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しておりますので、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	星 知也	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 18.88	-	金銭報酬債権の現物出資(注)	58,114	-	-
役員	桶山 雄平	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 6.27	-	金銭報酬債権の現物出資(注)	30,836	-	-
役員	長屋 洋介	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 2.91	-	金銭報酬債権の現物出資(注)	13,046	-	-
役員	小林 伸輔	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 2.69	-	金銭報酬債権の現物出資(注)	13,046	-	-
役員	近藤 浩計	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.32	-	金銭報酬債権の現物出資(注)	13,046	-	-
役員	渡邊 貴彦	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.77	-	金銭報酬債権の現物出資(注)	13,046	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	671.90円	630.37円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	79.05円	61.48円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	77.63円	-

- (注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	257,828	207,368
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	257,828	207,368
普通株式の期中平均株式数(株)	3,261,683	3,372,763
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	59,454	-
(うち新株予約権(株))	(59,454)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	42,520	40,280	0.38	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	159,720	119,440	0.38	2024年
合計	202,240	159,720	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後4年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)
長期借入金	40,280	40,280	38,880

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高	579,268	1,184,211	1,787,822	2,480,493
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()(千円)	38,162	40,031	63,853	190,918
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	29,898	12,868	76,745	207,368
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	9.11	3.87	22.85	61.48

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	9.11	5.25	26.72	38.63

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,788,299	2,669,875
売掛金	40,003	55,898
前払費用	19,661	83,392
未収還付法人税等	-	38,905
その他	67,279	81,477
貸倒引当金	340	425
流動資産合計	2,914,904	2,929,123
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	49,064	51,323
工具、器具及び備品	31,166	51,111
減価償却累計額	51,711	62,735
有形固定資産合計	28,519	39,699
無形固定資産		
ソフトウェア	3,767	4,573
その他	738	631
無形固定資産合計	4,505	5,204
投資その他の資産		
関係会社株式	60,000	60,000
敷金及び保証金	17,358	15,090
長期前払費用	-	91,668
その他	608	500
投資その他の資産合計	77,966	167,259
固定資産合計	110,992	212,162
資産合計	3,025,896	3,141,286

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,685	24,135
1年内返済予定の長期借入金	22,240	20,000
未払金	63,342	158,057
未払費用	67,744	104,410
未払法人税等	85,525	-
前受金	541,286	690,916
預り金	143,746	156,115
その他	15,738	-
流動負債合計	952,310	1,153,634
固定負債		
長期借入金	80,000	60,000
その他	-	2,297
固定負債合計	80,000	62,297
負債合計	1,032,310	1,215,931
純資産の部		
株主資本		
資本金	947,746	1,026,263
資本剰余金		
資本準備金	930,046	1,008,563
資本剰余金合計	930,046	1,008,563
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	116,022	109,243
利益剰余金合計	116,022	109,243
自己株式	228	228
株主資本合計	1,993,586	1,925,354
純資産合計	1,993,586	1,925,354
負債純資産合計	3,025,896	3,141,286

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	1,452,568	1,638,437
売上原価	186,718	233,715
売上総利益	1,265,849	1,404,721
販売費及び一般管理費	919,374	1,624,660
営業利益又は営業損失()	346,474	219,939
営業外収益		
受取利息	25	28
ポイント収入額	210	150
債務免除益	489	-
還付加算金	-	100
保険解約返戻金	-	54
キャッシュレス還元収入額	-	82
その他	-	16
営業外収益合計	725	433
営業外費用		
支払利息	129	326
為替差損	1,157	110
株式交付費	-	1,326
雑損失	428	-
営業外費用合計	1,715	1,762
経常利益又は経常損失()	345,484	221,268
特別損失		
関係会社株式評価損	26,272	-
特別損失合計	26,272	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	319,212	221,268
法人税、住民税及び事業税	96,154	2,700
法人税等調整額	45,426	1,297
法人税等合計	141,581	3,997
当期純利益又は当期純損失()	177,631	225,266

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		8,932	4.8	47,302	20.2
経費		177,785	95.2	186,413	79.8
当期売上原価		186,718	100.0	233,715	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

主な内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
国内委託費	158,283千円	国内委託費	180,009千円
海外委託費	16,821千円	海外委託費	1,100千円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	945,102	927,402	927,402	61,608	61,608	-	1,810,895	1,810,895
当期変動額								
新株の発行 （新株予約権の行使）	2,644	2,644	2,644				5,288	5,288
当期純利益				177,631	177,631		177,631	177,631
自己株式の取得						228	228	228
当期変動額合計	2,644	2,644	2,644	177,631	177,631	228	182,691	182,691
当期末残高	947,746	930,046	930,046	116,022	116,022	228	1,993,586	1,993,586

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	947,746	930,046	930,046	116,022	116,022	228	1,993,586	1,993,586
当期変動額								
新株の発行 （新株予約権の行使）	122	122	122				245	245
新株の発行 （譲渡制限付株式報酬）	78,394	78,394	78,394				156,789	156,789
当期純損失（ ）				225,266	225,266		225,266	225,266
当期変動額合計	78,517	78,517	78,517	225,266	225,266	-	68,232	68,232
当期末残高	1,026,263	1,008,563	1,008,563	109,243	109,243	228	1,925,354	1,925,354

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方法人税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大による取引先の営業自粛に起因する一部セグメントの売上高等の減少が発生するものの、2020年7月以降、または2021年4月以降には当該状況が概ね正常化していくなどの仮定を置き、2020年3月期の繰延税金資産の回収可能性の見積りを行っております。

(損益計算書関係)

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度55.2%、当事業年度63.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度44.8%、当事業年度36.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料及び手当	270,167千円	365,577千円
広告宣伝費	93,579	318,782
業務委託費	94,018	232,230
貸倒引当金繰入額	214	645
減価償却費	10,557	14,630

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は60,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は60,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	6,286千円	12,141千円
未払事業税	6,160	1,712
減価償却超過額	57,688	95,764
関係会社株式評価損	8,044	8,044
繰越欠損金	-	17,452
株式報酬費用否認	-	1,852
その他	4,189	6,398
繰延税金資産小計	82,369	143,365
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	17,452
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	82,369	125,913
評価性引当額	82,369	143,365
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
未収事業税	-	1,297
繰延税金負債合計	-	1,297
繰延税金資産(負債)純額	-	1,297

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	-%
交際費等税効果を有しない申告調整項目	0.6%	-%
評価性引当額の増減	12.4%	-%
株式報酬費用否認	-	-%
住民税均等割	0.7%	-%
その他	0.0%	-%
税金費用の実際負担率	44.4%	-%

(注) 当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物附属設備	19,308	2,258	-	3,280	18,285	33,037
	工具、器具及び備品	9,211	22,507	584	9,719	21,414	29,697
	計	28,519	24,765	584	13,000	39,699	62,735
無形固定資産	ソフトウェア	3,767	2,480	-	1,674	4,573	15,546
	その他	738	-	-	106	631	308
	計	4,505	2,480	-	1,781	5,204	15,855

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	従業員用パーソナルコンピュータ	20,018千円
ソフトウェア	入札参加資格管理支援サービスシステム	1,200千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	340	425	340	425

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヵ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。 https://www.uluru.biz/ir/notice.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第19期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第19期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第20期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月14日関東財務局長に提出。

第20期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月14日関東財務局長に提出。

第20期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

2019年8月19日関東財務局長に提出。

第20期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月29日

株式会社うるる

取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫛田 達也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西口 昌宏

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社うるるの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社うるる及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社うるるの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社うるるが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月29日

株式会社うるる

取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫛田 達也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西口 昌宏

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社うるるの2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社うるるの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。